

宜議第429号
令和4年3月25日

議長
上地 安之 殿

福祉教育常任委員会
委員長 山城 康弘

委員会審査結果について（報告）

第439回定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

1. 委員会活動

期間 期日	会議 月日	備考
令和3年 9月13日	令和3年 9月13日	議案第57号、議案第61号、議案第60号、
令和3年 9月14日	令和3年 9月14日	議案第68号、認定第8号、陳情第57号、 陳情第50号、陳情第48号
令和3年 9月15日	令和3年 9月15日	認定第2号、認定第5号、認定第6号、 議案第57号、議案第60号、議案第61号、 議案第68号、認定第8号、陳情第57号、 陳情第50号、陳情第1号、陳情第10号、 陳情第11号、陳情第12号、陳情第14号、 陳情第16号、陳情第21号、陳情第27号、 陳情第41号、陳情第42号、陳情第43号、 陳情第45号、陳情第46号、陳情第48号、 陳情第49号、陳情第51号
令和3年 9月27日	令和3年 9月27日	意見書第32号

事件一覧及びその結果

議案番号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第57号	令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	令和3年9月10日	令和3年9月15日	原案可決 (全会一致)
議案第60号	令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算(第1号)	令和3年9月10日	令和3年9月15日	原案可決 (全会一致)
議案第61号	令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	令和3年9月10日	令和3年9月15日	原案可決 (全会一致)
議案第68号	普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事(建築第2工区)請負契約について	令和3年9月10日	令和3年9月15日	同意 (全会一致)
認定第2号	令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年9月10日	令和3年9月15日	認定 (全会一致)
認定第5号	令和2年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年9月10日	令和3年9月15日	閉会中の 継続審査
認定第6号	令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年9月10日	令和3年9月15日	閉会中の 継続審査
認定第8号	廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第3項に基づく精算事務の認定について	令和3年9月10日	令和3年9月15日	閉会中の 継続審査
陳情第1号	臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情	平成30年10月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情第10号	看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情	平成31年3月1日	—	閉会中の 継続審査
陳情第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情	令和元年6月10日	—	閉会中の 継続審査

陳情 第 1 6 号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 1 号	貧困と格差をなくし、憲法 25 条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情	令和元年 9月10日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 2 7 号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請	令和元年 12月6日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 1 号	令和 3 年度福祉施策及び予算の充実にについて	令和 2 年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 2 号	日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情	令和 2 年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 3 号	国の責任による「20 人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情	令和 2 年 12月8日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 5 号	安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情	令和 3 年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 6 号	国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情	令和 3 年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 8 号	地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情	令和 3 年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 4 9 号	国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情	令和 3 年 6月14日	—	閉会中の 継続審査
陳情 第 5 0 号	国立病院の機能強化を求める陳情	令和 3 年 6月14日	令和 3 年 9月15日	採 択 (全会一致)
陳情 第 5 1 号	コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と 18 歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情	令和 3 年 6月14日	—	閉会中の 継続審査

陳 情 第 5 7 号	コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請	令 和 3 年 9 月 1 0 日	令 和 3 年 9 月 1 5 日	採 択 (全会一致)
意 見 書 第 3 2 号	国立病院の機能強化を求める意見書		令 和 3 年 9 月 2 7 日	可 決 (全会一致)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年9月13日（月）1日目

午前10時00分 開会

午後 2時23分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（9名）

健康推進部次長	松本 勝利
国民健康保険課庶務係長	大道 優
国民健康保険課後期高齢者医療係長	松川 奈津子
介護長寿課認定給付係長	饒平名 文治
介護長寿課長寿支援係長	國頭 陽子

国民健康保険課長	米 須 之 訓
国民健康保険課給付係長	名 幸 仁
介護長寿課介護長寿担当主幹	志 良 堂 孝
介護長寿課保険料係長	寄 川 久 里 子

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

議案第57号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第61号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

陳情第60号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第439回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和3年9月13日（月）第1日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第57号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○山城康弘 委員長 議案第57号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 おはようございます。よろしく申し上げます。今回の歳入歳出それぞれ1,914万6,000円の追加でございますが、その中でも6番目の繰入金、他会計繰入金が1億8,236万5,000円とあるのですが、この繰入りの大きな原因は何ですか。他会計ではあるのだけれども、他会計から繰り入れしてもらいのだけれども、繰入れをしてもらわないといけない理由は何ですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御質疑にお答えいたします。まず、繰入りの理由としては2つございまして、まず1点目が補正予算書の8ページをお願いいたします。歳出の部分で1款1項1目一般管理費の説明欄01、一般管理費事業委託料が3,236万5,000円ございます。この内容については、標準システム導入に係る委託料となっておりまして、その分に係る繰入りを一般会計のほうから行っております。それ以外の要因としましては、1億5,000万の部分になるのですが、そこは後で一般会計、財政課のほうとも調整いたしまして、国保の累積赤字分の解消に、今回も一般会計のほうの剰余金等がかなりゆとりがある状況もあって、なるべくは累積を解消できるときに解消するというところで、財政のほうとも調整いたしまして、今回その他一般会計繰入金としていわゆる法定外繰入りを1億5,000万入れることで累積赤字の解消を図るところでございます。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。前回の補正前は一般会計の繰入りが12億6,285万1,000円、今回は1億5,000万、さらには先ほどの給与費等の繰入れと合わせて1億8,000万あるのですけれども、この赤字解消というのがなかなか毎回思うのですけれども、その一般会計から繰り入れしなくてもいいような取組というのは何が考えられますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 こういう流れの国保財政の課題でもあるのですけれども、やはり制度上の欠陥がもともとあってというのも、国保加入者は低所得者が多い。さらに近年においては被保険者数が減少傾向にあるということで、一方でまた歳出については1人当たり医療費が高齢化に伴って年々伸びている状況等がございまして、どうしても歳入に対して歳出が上回る状況で赤字傾向が続いているところでございます。その解消をどうするかについては、医療費の適正化、あとそれ以外の徴収対策等々の取組は今も行っているところなのですが、それでもそこまで、赤字を解消するところまではいかないという部分がございます、その他の方法としては税率の見直しというのを検討せざるを得ないという状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変分かりやすい、制度上の欠陥だなというのも、これは多くの委員が承知をしているものだと思うのです。なかなか国の制度が変わらないということで、解決に向けて走り出さない形がずっと続いているので、特に沖縄県みたいな地域は、それが他県と違って大きいということがなかなか伝わらないというのがあるのかなと思うのです。

あと、もう一つお願いします。この7ページの歳入欠陥補填収入、今回1億6,384万9,000円というマイナス計上している。ちょっとこの理由もまた御説明もらえますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御質問ですが、7ページの歳入欠陥補填収入、今回補正額として1億6,384万9,000円の減額となっておりますが、その理由といたしましては先ほど御説明いたしました法定外等の繰入れを1億5,000万行っているものと、それ以外に5月臨時会でのせらせていただいたのですが、令和2年度の決算、それが確定いたしましたので、その確定で1,384万9,000円の減がございまして、合わせて1億6,384万9,000円の補正減になってございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう一つお願いします。あと、先ほどスタートのときに8ページの一般管理費、このシステム改修ですか、システム改修の委託費ですという説明があったのですが、これは国からの補填はないのですか。やっぱり国の制度が変わるからシステムを改修しているのだろうなというのがあるのですが、今回一般財源全て持ち出しという形になっているので、これに関してはなぜこうなっているのか。どういった内容のシステム改修なのかをもう一回お聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 システムの改修内容につきましては、厚労省のほうで標準システム、全国どこでも同じシステムを導入することで効率化、経費を抑えるというのが目的でやっているところでございまして、これについては令和4年度までに導入作業を行ったところが補助の対象になってございます。今のところ補助割合については10分の10の補助が予定されているところでございますが、今回歳入、補助金にのっていない理由といたしましては、この補助自体が暦年分でございまして、1月から12月までに作業を終えたものについては、その年度で歳入として入ってくるということでございますが、今回の改修については年内ではなくて3月まで、この委託作業がかかるものですから、それについては翌年度以降の歳入として補助金が入ってくる形でございまして、それまでの形は立て替えになるのですが、その間一般会計のほうから繰入れを行うという措置でございまして、

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今年度の委託料の10分の10の国のほうからの補助は、次年度のほうでこの分が入ってきますという説明だということで、基本的には10分の10の事業ですよということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 そのとおりでございます。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。栄田委員。

○栄田直樹 委員 9ページお願いします。保険給付費の傷病手当についてなのですけども、説明欄01のほうで傷病手当の事業の概要をお伺いよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課給付係長。

○国民健康保険課給付係長 栄田委員の御質疑にお答えいたします。今回の傷病手当金事業の内容でございますが、国民健康保険に加入する被用者の方が新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等が出た場合において、感染疑いで仕事を休んだ場合、その間事業所から給与を受けられない場合、国民健康保険から支給をするものでございます。以上です。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。この63万円が補正で上がっているわけですが、これ何名を想定したものでですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、63万円補正で要求しているところでございますが、内訳としましては大体これまでの平均から1人当たり4万2,000円の15人分を今回の補正で計上してございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 1人当たり4万2,000円の15人、これは過去の実績で計算されているのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの御質疑ですが、これまでの実績で平均額は出しております。ちなみにこの傷病手当金自体は令和2年度の途中から支給を行っておりまして、これまで累計で21件、合計支給額が87万4,847円で、1人当たりの平均が4万1,659円となっています。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 この申請方法というか、これはコロナになった方が窓口に来て申請するのですか。その周知方法とか、どのように申請できますよというのは周知を行っていますか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 周知方法につきましては、市のホームページ、国保課のホームページの周知と、あと令和3年度の当初納税通知書の発送の際に、コロナ減免を含めてお知らせと一緒に同封して周知を行っているところでございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 周知を、コロナにかかった方が生活に大変困る状況で、今多くの方がいらっしゃると思うのですが、ホームページと市報もですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 紙面の都合があるので、そんなに細かくは載せてはいないのですが、市報での周知は行っているところです。あと、補足ですが、最近国保連合会のほうでテレビCMにおいてもコロナ減免と傷病手当金についてのお知らせも行っているところでございます。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 栄田委員の質疑に関して、制度的な概要をちょっと答弁させてください。この傷病手当金というのは、国保制度にはそもそもなかった仕組みです。今回コロナの療養にかかった場合、あくまでも給与の補償的な形になりますので、被用者保険が雇用されている関係があれば、それに対する給与補償的な形での手当金になります。なので、コロナ療養者、国保被保険者がコロナ療養にかかったからといって、全ての方が該当するわけではございません。あくまでも国保被保険者で雇用関係にある方が療養に要した場合に給与の補填的な形のものを給付するものです。医療費とはちょっと異なる仕組みになっておりまして、国保制度の中にはもともとこの傷病手当金という制度はございません。ただ、国のほうがこのコロナ禍の中において、そういった給与補償的なものを臨時的な形で手当金の部分に関しては国のほうで補填して、傷病手当金としてコロナのみに該当した場合に傷病手当金というのが令和2年度から支給される形の仕組みになっております。なので、少し療養費、医療費とは異なる仕組みになってございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう一度確認させてください。先ほどの一般会計からの繰入金の確認をもう一度させてください。ということは、この国保の場合、当初予算の中で2億円、一般会計繰入れはあったと見ていいですか。そして、今回また追加で一般会計からの繰入れがあったということで理解していいのか。結局トータルで3億5,000万円、一般会計から繰り入れたということになるのと。それと、今後もまた逆に言えば補正3号、補正4号という形で、こういうような赤字のほうが拡大していく中で、一般会計と、悪いけれども、予算をまた繰り入れしていくという形がまた出てくると。逆に言えば、何か赤字であれば一般会計と調整して繰入れにすればいいという問題ではないのではないかなと思うのです。

何回も言うのだけれども、一般会計、市民全体が使える予算ではないかなと思うのです。3億5,000万あれば、もっと多くの福利厚生みたいな福祉の充実というのも図れるのではないかなといつも思うので、これはやっぱり先ほども制度上の欠陥だから、これはもう負担は分かるのだけれども、これを抑えていかないと一般会計に締めつけが出て、どこかしわ寄せが出てくるのだらうなと思ってはいるので、その点もう一度今の流れをお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御質疑ですが、まずこの法定外については、委員おっしゃるとおり、当初予算で2億円の法定外繰入れを行っておりまして、それに加えて今回9月補正で1億5,000万、合わせて3億5,000万の法定外繰入れを行っている状況でございます。

今後この法定外についてどうするかというところですが、制度上の欠陥はございますが、単年度で約3億から4億の赤字が毎年度発生している状況でございます。先ほど申し上げたとおり、税率見直しについてはやはり検討は必要だということで、現在国保の運営協議会のほうで諮問、国保税率の見直しについて諮問を行っているところでございます。その諮問結果を踏まえまして、今後税率の見直しについては検討をしていきたいと考えているところでございます。ただ、一方で累積赤字、今12億円弱ございますので、そこは税

率見直しだけでは対応できない部分もございますので、一般会計の財政状況を見ながら、今後も財政のほうとも調整しながら、繰入れについては併せて検討を行っていきたいと考えております。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 税率改正等しても、赤字は出るでしょうと。激変緩和のために、税率の上げ方もゆっくり、ゆっくり上げていくしかないだろうとは思っていますけれども、なかなか一般会計の歯止めが利かない。何が言いたいかという、市民が、多くの方々が活用できる予算が、一国保加入者の方々2万人余りの方々に集中してしまっているというのが、これで本当にいいのかなといつも思うのです。健康づくり、今後出てくるでしょうし、またそういう取組が確かに健康をいつもやっていますけれども、健康診断をたくさん進めていこうということで取り組んではいますが、流れがなかなか見えてこない。だから、何かあれば一般会計、何かあれば。だから、本当は執行部の皆さんも予算を組むときに御苦労されているのだろうなど。また、皆さんもこの運営を継続するために御苦労されているのだろうと思うのですが、この流れを沖縄県が国保関係のトップになった場合、統一された場合、これも同じような状況が3年後、また続くのかなというのはあるのですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 県のほうでは令和6年度の県内の国民健康保険税水準の統一化を目指しているところでございまして、早ければ6年度に全市町村一律保険税になるでしょうということところが予定というか、見込まれるところでございます。それまでに単年度収支については今3億から4億の赤字のものを、赤字を出さない。単年度は収支をゼロに持つていくということで、今国保のほうでも検討を行っているところでございます。

それで、一般会計の法定外につきましては、ちょっと資料、補正予算書の10ページを御覧いただきたいのですが、前年度繰上充用額、これは令和2年度の赤字の部分になりますが、この補正後の額といたしましては11億3,907万5,000円、これがいわゆる累積赤字の額になってございます。累積分はそのまま残ってしまうのですが、これに毎年税率を見直さないで3億から4億、毎年度またこれに上積みされていく形で累積赤字がどんどん増えていく状況が今現在続いているところでございまして、その単年度の収支をゼロに持つていくことで、これ以上の累積は増やさないということをまず取り組むべきだということで、今健康推進部では考えているところでございまして、一旦この累積については累積分の11億余りの累積は、先ほど申し上げたとおり、一般会計の状況を見ながら、この分については法定外繰入れのほうで解消していく。ただ、これ以降の単年度の収支については税率見直し等で赤字を出さないということで考えておまして、それがうまく予定どおりにいけば、この累積赤字というのもある時点では解消されて、今後ずっと一般会計からの法定外が続くということにはならないものと考えているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしくお願ひします。7ページの8款諸収入の歳入欠かん補填収入についてですけれども、説明でも歳入欠かん補填収入の1億6,300万余の減額に関しては決算の結果だということで、詳しくはこの後また決算審査の中でいろいろ議論したいなと思うのですが、歳入欠かん補填収入のほうが減額になったということは、当初の予算よりもその幅が少し圧縮されてきたのかなということで、どちらかと言えばプラス的な要因の一つになるのかなという、将来の希望ではないですけれども、もう少し突っ込んだ議論は決算

でやりたいのですけれども、ざっくりこの当初予算よりも歳入欠かん補填収入が減額できた要因というのはどういったものか。あまり細かいところまでいいのですが、ざっくりどういうところがというふうな見解をお持ちでしょうか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 こちらの歳入欠かん補填金収入においては、当初予算においては約1億2,749万円ございました。これが、5月の臨時議会において令和2年度の繰上充用金を補填するために歳入欠かん補填収入というのが増額になっております。今回、先ほど6ページのその他一般会計繰出金の部分に関しましては、この1.5億円を入れて、基本的に歳入欠かん補填収入の増減の調整、加えて繰上充用金の額の確定に伴って減額しているものであります。なので、この部分に関しては若干一般会計側の御協力もありまして、1.6億円の歳入欠かん補填収入は減じることができたというところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 つまり一般会計の法定外がなければ、この補正額のマイナス6,300万余はいかなかったと。いつも議論されるのが、法定外をどれだけ圧縮してどうするかというところなのですけれども、やっぱり数字のほうがよく見えなくなるので、そうすることは結局結果的に見ると、特に国保の保険料が上がったから、歳入歳出の中で少し改善されたという見方は、なかなかこれだけを見ると、一般会計からの法定外を投入したお金で歳入欠かん補填収入を圧縮しているということの理解でよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 呉屋委員のおっしゃるとおり、令和2年度の税率改正によって1億円くらいの歳入の増がありますので、この決算値においては今まで4億から5億円の赤字だったものが1億円圧縮、縮小されているところでございます。税率見直しの効果が全くなかったというわけではございませんでして、ただやっぱり見直しを図った幅に比べて、赤字額がそれ以上にまだ残った状態がございまして、そこからさらなるまた税率見直しの検討が必要という状況でございます。

ちょっと補足ですが、ただいま次長から説明ありましてとおり、当初予算においては歳入欠かん補填収入が1億2,749万円ございました。これが当初予算時点での令和3年度の赤字、歳入が歳出に対して不足した部分になります。これを解消することで、令和3年度については単年度の赤字は発生させないということになるのですが、その状況を踏まえて、今回補正で1億5,000万円計上しているのは、ちょっと切りよく1億5,000万円としているところなのですが、この令和3年度の単年度収支についてはゼロに持っていくということを考えて上での1億5,000万円の法定外繰入れということになってございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 答弁できる範囲で結構なので、令和6年度までの税率について、国保税の税率についての、令和2年度に一旦税率を改正したのですけれども、今後も令和6年度に向けては税率の改正を視野に入れて検討しているのか、それともその方向で、上げる上げないの検討ではなく、上げる方向で検討していくのかということについて、答弁できる範囲で結構ですので、御答弁いただきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 国保税率の見直しにおいては、財政健全化の計画もございますので、今その分、7月にある国保運営協議会のほうに諮問して、まさにその部分に関して国保運営協議会の中で議論している最中で

ございます。

また、先ほど国保制度においてはやはり低所得者、高齢者、収入がなかなか少ない方というところで、制度そのものを仕組みが非常に厳しい部分がございますが、国保課においても収納の確保であったりとか、またレセプト点検の医療適正化であったり、健康増進課の中における特定健診であったり、健康づくり事業であったり、そういったところの取組を進めながら、国保財政の健全化に向けて取組はしているところです。国保税率の改正に向けても、今先ほど申し上げたとおり、国保運営協議会の中で今議論をしていただいているところでございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 続きはまた決算の中で議論をしたいと思います。ありがとうございます。以上です。

《委員長交代あり》

○山城康弘 委員 ちょっと気になるところがあるので。先ほどの伊波委員への答弁で、法定外に関しては今後検討していくという話をしていたのではないですか。ちょっと引っかけたのは、先ほど次長がおっしゃったように、第2次の財政健全化計画の中で令和4年の、ちょっと僕記憶が定かではないのですが、令和4年度も2億、それからその後も3億ぐらいの法定外繰入れの予定を組んでいるのです。その予定を組んでいて、運営協議会の答申は別として、皆さんが予定を組んでいるにもかかわらず検討するという答弁に僕は納得いかないわけです。そういうふうにして進めていくということで、皆さん提出されているのではないですか。ということは、その財政健全化計画の中に法定外繰入れが担保されているのです。その検討をするというお話が僕ちょっと理解できないのだけれども。当局は法定外を入れていく方針でやりたいということなのです。これは運営協議会で最終方針は決まると思うのですけれども、どうなのですか。先ほどからとっても引っかけます。皆さんは、計画の中に法定外繰入れをしっかり入れて計画しているのです。それを検討していくという意味がよく分からない。

○屋良千枝美 副委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 まさに委員長おっしゃるような形で、財政健全化計画の中でその他繰り出しのほうも調整していただいているところです。ただ、保険給付費の状況であったり、当初予算を計上していく中に当たって、今回も2億円のところは令和2年度の決算状況を踏まえて、さらに5億円を一般会計の側から繰り出ししていただいている状況でございますので、次年度以降も国保財政健全化計画にのっとった、我々のほうとしても予算要求等をしなが、今回もまた一般会計も企画部の予算査定の中で調整等もしなが、我々のほうでは税率の改正等で、一般会計からのほうが出せる部分の形の金額の調整等もまさに企画部の側との調整、市長、副市長含めた形での内容の確認等もしなが、取り組んではいきたいと思っております。ただ、委員長おっしゃるような形で、健全化計画の中では策定された金額においては当然要求等もしなが、今後も調整を図っていきたいというふうに考えております。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 今のところがちょっとよく分からないのですけれども。要は、皆さんは計画の中に法定外繰入れは2億、3億円を計画して、それに伴って税率引上げも計画しているというふうな計画書を出しているのです。ですから、皆さんは法定外繰入れを想定してやっているのですかと聞いているのです。今の遠回しに言っても全然意味が分からないです。要は、皆さんは、法定外の今後の微調整は必要かもしれな

いですが、法定外を出す方向で当局は考えているのかということが僕知りたいのです。今の答弁では分かりません。

○屋良千枝美 副委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 山城委員長おっしゃるような形で、当然財政健全化計画に従った形で要求等はしていきたいと思っています。我々また同じ役所の中でも、国保特別会計においては歳入ではあるのですが、一般会計側においては歳出の計上でございますので、一般会計からの財政状況等も調整しながら、当然その計画に沿った形で要求等をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 であるならば、今の答弁では、皆さんが計画したこの法定外の計画の中の担保を取れないということでは理解していいですか。ということは、皆さんが単年度の赤字解消をしていく中で、税率を引き上げて、法定外をこれだけ入れれば、単年度赤字解消できますよという計画ではないですか。そうしたら、そもそも計画が狂ってくるのではないですか。この今の次長の答弁であれば、では計画の2億だったところが、財政状況と相談してから、一般会計の財政状況に合わせて1億にしないといけませんということは、単年度で計画できないということになるのです。ですから、当初令和2年度の改正前は5億あったのではないですか、単年度。そして、税率改正をして、さっきおっしゃっていた約3億から4億ぐらいの赤字が出ていると。その赤字を今回、今年度の単年度で見た場合は3億5,000万、法定外で繰り入れていますから、ほとんどとんにいくのではないかなと僕は見ているのですけれども。単年度収支に関しても。令和3年度、今のままでいけば。その後に皆さんがこの法定外繰入れを担保できないというのは、一方で伊波委員のおっしゃったように、一般会計からほかの財源に使えるお金をわざわざ使うというものの説明責任も必要です。これは逃げてはいけないと思います。伊波一男委員の指摘はごもっともなのです。ですから、これまた続けていくという指摘に対して、今後検討するとかいう曖昧な答弁ではなくて、我々はこういうふうにして法定外を繰り入れていかないと、単年度赤字解消できませんよということが僕は聞きたいのです。その辺、次長、どうなのですか。曖昧では駄目ですよ。

○屋良千枝美 副委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 山城委員長の言うとおりの計画に入っております。令和3年3月に策定した計画の中では令和3年度、4年度、5年度までが2億円の法定外繰入れで、令和6年度が3億円の法定外を繰入れる計画でございます。ただ、その数字につきましては、あくまでも令和2年度、資料を作成したのが令和2年度の標準保険税額、県から示された標準保険税額を基に、また令和2年度の被保険数を基に算出した額で、そのとおりいけば単年度収支の赤字解消が可能ということの計画になっております。

ただ、この標準保険税額につきましては毎年度また増減がございまして、実際税率見直しや、法定外をどれだけ入れれば単年度赤字が、収支がゼロになるかというのは、また実際その時点でしか正確な数字というのは分からないところがございまして、健康推進部としては計画上あるとおりの法定外、税率見直しだけではなく、やはり法定外の繰入れを行ってもらいながら、単年度収支のゼロを目指していきたいというところで変更はございません。説明不足で大変申し訳ございませんでした。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 それも確かに変動性はあると思います。僕が聞きたいのは、皆さんが法定外繰入れをや

っていかないといけないというのを議員に説明しないといけないと思うのです。伊波一男委員が言っていることはごもっともな話です。何でわざわざ一般会計から持ってくるのか。市民にどう説明するのと。それから逃げてはいけない。これが1点目です。そして、皆さんが単年度の赤字をなくすために計画しました。2回ぐらいを想定して税率を引き上げています。この税率引上げの理由として、市民にはしっかり単年度赤字を解消していくためにやっていきますよというふうな話をしていくのでしょうか、市民に。そういう計画をしている中で、この中の計画書の中には担保されているではないですか、法定外繰入れが。だから、検討していくのではなくて、数字的なものは変動ありますけれども、法定外繰入れは今後やっていきますので、よろしくお願ひしますという話ではないかなと僕は思うのですけれども。だから、こういう今から検討していくからどうなるか分からないよというふうなニュアンスの話ではなくて、法定外繰入れはもうやっていく方向なので教えてくださいというふうな話ではないかなと思うのですけれども、次長、どうですか。

○屋良千枝美 副委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 先ほど国民健康保険課長のほうからありましたとおり、我々のほうとしては財政健全化計画に基づいた形で要求をしていきたいと思ひます。ただ、仕組み、ルール上の中において、予算の調整、あるいは議会の議決というところがありますので、今計画上はそのような形で進めてはございますが、その部分のところ越権の部分若干含まれてきますので、その部分においては当然企画の調整、議会への説明、市民への説明等が確認された時点ではそのように申し上げられるのですけれども、またこの財源のほうの担保というのは企画等の調整が先になりますし、議会の議決もございまして、その部分に関しましてはまだ未来に向かっての作業でございますので、その部分に関しては委員長おっしゃるような形で、健康推進部としてはそのように取り組んでまいりたいと。ただ、確定の部分に関しましては、先ほど申し上げたとおり、一般会計からの繰出しという予算上の手続がございまして、その部分は今後やっぱり庁内のほうで調整等も進めながら、その部分が計画どおり進むような形で庁内の中でも調整してまいりたいというふうに思っております。

《委員長交代あり》

○山城康弘 委員長 よろしいですか、進めて。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第57号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時40分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時54分)

【議題】

議案第61号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

○山城康弘 委員長 次に、議案第61号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 では、お願いします。内容的には、今回は3,285万1,000円を追加した予算になっているのですが、見てみますと特に繰越金、これについて、この繰越金についてはどういった内容になっていますか。ただ繰越金と書いてあるので、これ決算時に納付だと思っはいますが、もう一度確認だけさせてもらってよろしいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 ただいまの伊波委員の御質疑ですが、6ページ、繰越金3,531万、内訳につきましては8ページと9ページにまたがる部分でございますが、まず8ページの後期高齢者医療広域連合納付金事業の3,201万6,000円、これについては、令和2年度の出納整理期間である令和3年の4月、5月に納めてもらった保険料で、次年度に広域連合に納付する分がございます。繰越金3,500万円のうちの3,201万6,000円が出納整理期間に納めてもらった保険料となっております。それ以外には、9ページ、一般会計繰出金のほうがございますが、令和2年度の給与費等のルール分として一般会計より繰入れをしてもらったものの精算が329万4,000円ございまして、それを合わせて3,531万円の繰越金となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。まず、一通りの確認を。歳出の7ページ、今ありましたけれども、給与費関係の市のほうの一般会計繰入金が先ほどの説明でした。職員が増えたのですか、減ったのですか。それとも、4月の人事異動が今の時期に来るのか。それも含めて。人数的な配置は一緒なのかどうか、御説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 後期高齢者医療係の正職員の人数については、令和3年度に1名増となっております、これまでの3名から4名となっております。ただ、その1名分については、当初予算にて計上してございます。今回の補正の理由といたしましては、人事異動に伴う給料の減と、あと期末手当の増等となっております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 この人事異動に関して、結構金額が大きいですが、係長級と、一般職員の入替えがあったということで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 係長と職員の入替えではなくて、単純にベテラン職員から年数の若い職員に入れ替わったということが理由でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 8ページのところも説明いただきましたけれども、8ページの1目です。この前年度出

納整理期間分とあります。これは、何回かに分けて納入というのが常に出てくる項目なのですか。今これ補正1号です。もしかしたら、補正2号でも同じようなものが出てくるということがあるのですか。

この出納整理期間分約3,200万円を納めました。納めた時点で99%なのか、この時点で97.8%なのか、90%なのかというのはどうなのですか。そうしないと、これまた10%は来年度の差にまた出てきますよというのがあるのです。これは年に何回か出てきますか。出納整理期間のときに何回かあるのですかというのを聞きたいです。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 今御質疑のありました前年度の出納整理期間分としましては、決算に伴うものですので、年に1度の補正になっております。ただ、これとは別に現年度分に関しましては、それぞれ1年間に歳入するであろう保険料分を見込んで当初予算を編成しておりますが、そこから見込みを大きく上回ったり、あるいは下回ったりということが今後発生すれば、それに応じて補正が必要になってくるかと思えます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 後期高齢者医療の特別会計なのですけれども、これは保険料というの、これは納付率100%ということで理解しているのですか。結局確定しますね、その方の保険料の金額が。確定して、全ての方々がこれは納めているものなのですか。未納者もいるのですか。それとも、後で処理されるのですか。払えなくなる方もいらっしゃいます。亡くなった方も出てくると思うのですが、そういうのも全部計算はされて予算書を組むのですか。その点もう一度お願いします。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 今医療保険料ということで考えてよろしいでしょうか。まず、現年度分と、あと滞納繰越分ということでそれぞれ予算編成をしておりますので、例えば今年度課税されているのですけれども、事情により今年度内に納付ができなかった分については、また次年度への滞納繰越分として持ち越す形になっております。当初予算としましては、それぞれ昨年度の滞納繰越しの状況から、今年度の滞納繰越分の歳入もそれぞれ組んでおりますので、現前年度とは別で予算立てはしているところです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 分かりました。参考までに説明をもう一つ。基本的には滞納繰越分というのが出ます。毎年出ている。また、この方々の滞納分をまたその翌年に途中でまた入ってきたり、またもう少し滞納していたりするかもしれませんけれども、年間滞納分というのは何%というのは見ているのですか。分かっているのでしたら、説明してもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 今年度は、令和3年度の滞納繰越し分としましては739万3,000円を見込んでございます。これは、調定見込み額に対して見込み収納率という単年度の状況からも見込みを立てておりますけれども、調定見込み額の74.18%を見込んで、739万3,000円ということで当初予算を編成しております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。決算書に収入未納額と記載があるので、途中でまた出てくるの

ではないかと思っています。不納欠損額というのもあります。これはちょっとこの予算書には、今回の議案第61号の中にはございませんが、不納欠損という場合はどういった形の方々が出てくるのですか。委員長、すみません。予算書にはないのですけれども、参考までに聞いてみたいと思います。先ほどありましたように、前年度出納整理期間分というのがあるものだから、それとまた不納欠損額というのですか。約六十何万円かあるので、決算書を見ますと。どういった方々が対象になるかだけ御説明を願えますか。

○山城康弘 委員長 後期高齢者医療係長。

○国民健康保険課後期高齢者医療係長 今伊波委員がおっしゃっていたとおり、令和2年度の不納欠損処分をした金額については65万5,154円が不納欠損額となっております。どういったことかということなのですが、全体を見ても単純時効ということで、時効2年が完成したことによる不納欠損処理となっておりますが、ではどうしてこういった2年の時効を迎えたのかということなのですが、内訳としまして一番多いのは、生活困窮による納付が厳しいということで時効を迎えて、不納欠損となった方が多くございます。それ以外ですと、例えば死亡に伴うものですとか居所不明、生活保護の受給によって納付困難となった方々などでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 ありがとうございます。最後になりますけれども、自分が聞くのは。この後期高齢者医療というのは黒字だと見ているのですけれども、これ市のほうにも黒字財源みたいのは残るのですか。結局赤字とか黒字とかありますね。そういうのを合わせて黒字になった場合はどういうふう処理されるのか、その点お聞きしていきたい。

○山城康弘 委員長 国民健康保険課長。

○国民健康保険課長 後期高齢者の特別会計については、基本的に黒字赤字というものはございません。納めてもらった保険料については広域のほうに全て、今回もそうなのですが、広域のほうに全て納めさせていただいていますので、あとそれ以外に一般会計からの繰入れについても精算として翌年度で一般会計のほうに繰出しを行っているのです、基本的に収支はゼロということになります。

○山城康弘 委員長 ほかにどうぞ。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第61号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時10分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時11分)

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時11分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午後2時00分）

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第60号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○山城康弘 委員長 議案第60号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。今回の一番大きな金額は繰越金、12ページの10款1項1目繰越金とありますが、これは決算でこの金額になったというふうにあります。繰越金があるということは、大きな黒字が出たということに理解していいですか。なぜこのような大きな金額が繰越金になったのかも説明もらえますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。12ページの10款1項1目繰越金6,343万5,000円は、委員おっしゃるような形で令和2年度の決算に伴う剰余金の繰越金でございます。

介護給付費においては、国、県、市の負担に保険料の精算分をもって構成されてございますので、この繰越金においては令和2年度に当初見込額より、精算分より大きい金額の歳入がございましたので、17ページ、8款1項2目償還金事業として令和2年度に頂いた過大給付に関しては、精算で返還するシステムがございまして、繰り越した金額全部ではございませんが、償還金として国、県、市等に精算していく形になるものでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今の説明ありがとうございます。17ページ、もう一回確認しますが、この償還金があります。先ほどありましたように、全額が償還するわけでもないということは理解しますが、ルールはどうなっているのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 基本介護給付費の4分の1、25%が国保になりまして、その半分の12.5%が県、12.5%が市の繰入金、残り50%のうち第1号保険料と第2号保険料で構成されております。基本会計のほうで、確定のほうはどうしても翌年度に持ち越さないといけないので、その部分を締めた段階でそれぞれの見合い分の金額を、その年度に交付決定された金額の実績等を出して、その部分に償還金等で対応するものでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 大変パーセントまで正確に分かりやすく説明ありがとうございました。以上です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 すみません。確認なのですけれども、6款の基金積立金、今回の補正では6万7,000円補正されていて、4,790万2,000円が補正の合計なのですけれども、現状として今積立てはトータルで幾らなのですか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 伊波一男委員の御質疑にお答えいたします。介護給付費準備基金残高の額の経緯として、令和2年度末で約7億300万円ございました。当初予算のほうで4,783万5,000円の積立金、定期券取崩しが5,000万円、9月補正において積立金6万7,000円、取崩し額519万6,000円ということで、今現時点で見込んでいる金額は6億9,570万円余になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 6億9,000万円余り今基金があるというふうに理解をしたいと思います。

一番出てくるのは、介護保険料はまた今後どうなっていくのですか。今後の見直しはあるのですか、ないのですか。その点お聞きします。次はいつですか。介護保険料の見直しに関しては、次の見直しはいつになりますか。

○山城康弘 委員長 健康推進部次長。

○健康推進部次長 令和2年度に第8期の介護保険事業計画を立てまして、保険料金額を6,500円で設定してございます。令和3年度、4年度、5年度が同額になります。続きまして、5年度中にまた次の第9期介護保険事業計画に向けて保険料を3年間の給付費、収入等を見込んで保険料額を設定する形になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 御説明ありがとうございます。保険料に関連して聞いたということで御理解してください。

なぜこれ聞いたかという、残高が大きいと、基金の残高が大きいというのがあるので、やっぱりこれをしっかりまた維持していただいて、もしかしたら2年間したらもう少し基金が上乗せできる可能性もあるのだろうなと思っているものですから、その決定から保険料の見直しがあるということ、これ一番大事なのは市民からたくさん残高があるから、もう保険料を上げるなという声が出てくるものだと思うのです。ですから、逆に今そういった確認だけさせていただいたつもりであります。私からは以上です。ありがとうございました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 すみません。13ページをお願いします。その説明欄の徴収金及び返還金の34万1,000円の説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 この返還金なのですけれども、沖縄県による実地指導がありまして、県からの情報なのですけれども、1事業所のほうで不適切な給付実績があるということで保険者に返還を求めましたという県の情報によって、宜野湾市と、あと中部に幾つかあるのですけれども、それによって発生した返還金になります。通常でありますと、介護報酬で過誤調整といいまして、相殺するのですけれども、国保連を

通して。この事業所からの申出でちょっとコロナ禍によって業績が悪化しているということで分割での返還の相談があって、トータルで34万1,100円を分割で返還し、今年度の4月から返還始めまして、8月にはもう完済されていると思います。以上です。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 市内の1事業所が不適切だというふうなことがあって、これは県のほうでそれが分かったということになるのかなと思ったのですが、市のほうではそういうものをチェックするとかいう体制がないのかということと、この事業者のほうは故意なのか、それとも分からないでやったのかということもあると思うのです。というのは、またほかにも同じようなことが起きてはいけないので、チェック体制というのが鍵になる。1つ目に、市のほうにはチェック体制があるのかないのか。もしあるのであれば、それは見抜けなかったのかということからお伺いします。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 今回は、県による実地指導で発覚したものなのですけれども、介護事業所は県のほうが直接認可する指定権者となるものと、あと市町村単位で、代表的なものが地域密着型サービス事業所なのですけれども、市としては今のところ優先順位として地域密着型のほうから今実地指導とか、あと規約などの点検、それをやっております。県の指定権者によるものは県と、あと保険者、市町村で連携を取りながら今やっているところです。あと、給付費のチェックに関しては、事業所に直接赴く実地指導というものと、あとシステムを使って国保連からのデータをいただいて行う、レセプトチェックがあります。レセプトチェックについては、都度事業所のほうに確認しまして、過誤調整等を行っているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 いろいろ情報があるようで、県のほうは介護事業所の認定権者なので、県のほうでそれをチェックしたと。市のほうにチェックする体制があるとかないとかいう前に、まず市のほうは地域密着のほうを先にやっていますということですが、コロナ禍でどこの事業所も、どういった業種も本当に大変な時期なので、故意ではないと思うのですが、その辺のところまで、要は書類上の記載にミスがあったとか、その他の過失というか、その辺のところも聞かれていますか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 集団指導といいまして、昨年度はコロナ禍で事業所を集めることが不可能だったのですけれども、文書のほうで過去の実地指導とか、あと指摘事項等を共有するために事業所のほうには連絡しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 要するにそれは故意でやったわけではないというのが分かればいいと思うのです。コロナ禍の中で、いろんな申請する書類が多分増えてきていると思うのです。その中で煩雑になったので、何か記載漏れとか、そういったものがあって、こういうふうな不適切な給付になったということによろしいですか。そういうふう理解していいですか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 今回の不適合理由は、計画書の本来なければならない書類等の漏れであります。故意ではないところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 計画書の漏れということは、故意でないにしろ、やっぱりそれはその事業所のチェック体制の甘さが出たのかなと思うので、それは当然この事業所に限らず、ほかの事業所にも同じことがもし発生するといけないので、それは文書で県か市から全体的なそういった注意喚起というのは行っていらっしゃるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 認定給付係長。

○介護長寿課認定給付係長 よくある指摘事項ということで、文書等で周知はしているところです。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第60号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時20分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時22分)

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後2時23分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年9月14日（火）2日目

午前10時00分 開会

午後 3時57分 散会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○参考人（2名）

参考人	諸見里 朝三
-----	--------

参考人	神山 美奈子
-----	--------

○説明員（10名）

福祉推進部長 次	宮城 葉子
こども企画課長	津島 美智子
施設課長	仲村 等
生涯学習課長	真鳥 かおり
指導課長	與那嶺 哲
大山幼稚園 幼稚園教諭	知念 恭子

子育て支援課長	香月 直子
教育部長 次	真喜志 若子
施設課長 施設一係長	仲間 淳
指導部長 次	川上 一徳
指導課長 指導係長	崎濱 暖代
契約検査課長	伊禮 理子

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

議案第68号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事（建築第2工区）請負契約に

ついて

認定第 8号 廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第3項に基づく精算事務の認定について

陳情第57号 コロナ禍のもとで子どもたち及び女性の健康と学習権を守るため、
学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要
請

陳情第50号 国立病院の機能強化を求める陳情

陳情第48号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情

令和3年9月14日（火）第2日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第68号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事（建築第2工区）請負契約について

○山城康弘 委員長 議案第68号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事（建築第2工区）請負契約についてを議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。課長から説明ありますか。施設課長。

○施設課長 1工区が去年、令和2年度に工事してしまして、2工区については1工区のほうで解体工事とか磁気探査しながら、2工区は基礎のくい打ち業務から今回の9月議会を終えた10月ぐらいに契約して、2工区が工事始まるという形になります。

今現在の状況なのですが、解体工事がほとんど終わっている状態で、今整地作業をしている状態であり、現場自体はガジュマルの木は幾つか残っているのですけれども、ほとんど何も無い状態という形で現場を進めております。来週ぐらいまでですか、9月15日ぐらいまで設置作業がかかると思います。その後、今週からなのですけれども、磁気探査が入りまして、10月ぐらいまでかかると思います。10月以降にまたくい打ち業務とかありまして、年明けると、令和4年1月から基礎工事が入っていきます。大体2工区も同じ形で入っていくかなと思っています。令和5年2月には校舎が完成する予定で今進めております。工事に関しては、今順調に進んでいる状況です。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 では、よろしく申し上げます。この資料でちょっと見ているのですけれども、屋上にプールがあると思うのですけれども、これ前回多分ちょっと話が出たと思うのですが、日差しというのですか、日よけみたいな、これを見たらちょっと分かりづらいので、それどんなになっているのか、その確認をお願いします。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 3階のほうにひさし部分が飛び出してしまして、影ができる部分がございます。ここで休憩したりとか、シャワーを浴びたりするスペースで考えております。志真志とか最近造ったやつが、志真志小学校もそういう形をしています。前多分呉屋委員からもあったと思うのですけれども、ちょっと構造上、やるのは構造計算上の中でももう少しやらないといけないというのがあって、あと台風時とか、今までちょっと簡

易的なプールの上に乗せるものがあるのですけれども、ちょっと台風とかで閉めたり、また閉じたりするというので、昔は支障があったみたいなのです。それで、今取りあえず影の部分を作って休憩するとか、そのときはちょっと泳ぐときは直接日光が当たる形になるかもしれません。それはまた学校とも相談しながら進めていきたいなと思っています。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。よく学校を見に行くのですけれども、校門のほうから今体育館がしっかり見えるという状況で、解体作業も完全に終わっているというのが理解できました。

前回は話をしたのですけれども、やはりこの安全性というのが一番大切ではないかなと思います。前回トラックの出入口などの確保などもしっかりなさっているということで、そういう事故などは、そういう知らせは全くありませんが、そういう形で十分注意していると。安全性だと思いののですけれども、多くの子供たちがおりますので、そのトラックの出入口など、どうせしっかりなされているなとは思いますが、いま一度またその面で注意する部分、またさらに注意しないといけないという部分も出たのかどうかということをお聞きしたいのです。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 まず、業者とも話はしているのですけれども、学校ともなかなか今みんなが集まって会議するのが難しいのですが、それぞれ会議をしております。その中にやっぱり通学時間帯はトラックを避けるとか、今回隣の民地の敷地、児童生徒の行く通路は確保しております。今回2工区をまた契約すると業者が増えまして、出入り、資材の運搬とか大型車のトラックも増えてくるという形がありますので、今回の業者が決まって1工区の業者も含めて、再度また安全確認を徹底させていきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 安全確認を重々チェックよろしく願いいたします。

それから、先ほどガジュマルの件をお話ししておりましたが、普天間小学校はすごく樹齢何百年ではないのですが、そういう形ですばらしいガジュマルが残っていたところではあったのですが、やはり校門から見るとガジュマルがなくなっているなどというのはすごく感じましたが、やはり前回あったような大きなガジュマルは無理としても、少しずつガジュマルの存続は考えられていたのでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回普天間小学校についてはプロポーザルという形で業者選定を行いました。その中で選ばれた業者の提案については、ガジュマル広場とか、今回緑の広場とか、いろんな広場をまた復活、今回ちょっと工事とかの支障になる中で、枝振りとか切ったガジュマルもございますが、最小限に抑えているつもりで、それを生かしながら全体の緑とかも含めて今回の校舎に反映させておりますので、それでちょっと。パースをちょっと見ていただければいいと思うのですけれども、お配りしますので、見ていただければと思っています。校舎に関係するところのちょっと広場とか位置とかの関係とかも見ていただければと思いますので。

(資料配付)

○施設課長 委員おっしゃっているガジュマル広場はこういう形に生かして、本来ならこの奥でベランダとか、それも生かしながら、少しこのような形で緑を配置しながら、今以上のものができてくるのかなと思っております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 期待しておりますので、十分安全に気をつけながら工事を進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしくお願ひします。先ほど課長から説明がありましたけれども、解体工事終わって、整備まで今やっているということで、磁気探査も入る予定と聞いているのですけれども、磁気探査は1工区分の工事に入っているのですか。2工区までの分まで入っているか、確認いたします。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回解体も磁気探査も1工区分に入れております。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 1工区分でこの図面というか、パースからあるのですけれども、2工区が体育館側だと思うのですけれども、その分の2工区分の契約で7億近くになっているのですけれども、これは屋外環境までの分が入っているのですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回の工期としては、2工区が1か月ぐらい若干、2月議会までかかる工期となっています。1工区については1月いっぱいという形にさせてもらって、委員おっしゃるとおり、屋外の整備も2工区に含めていますので、それでちょっとこの辺の費用も入ってきているということです。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 屋外環境で、以前今の真山先生の建物側に裏門を造る計画、検討しているということだったので、その件はどういった形になっていますか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 次年度、屋外環境の設計に入る予定です。今普天間高校側も実施設計に入ったということをお聞きしていますので、今回体育館側にもともとあった道路のところは駐車場を予定しています。その出入りとか、今企画部がやっている門前町とかも出入り口、どこから入るかという形を少し考えながら検討していきたいなと思います。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 普天間高校側に駐車場ができた。これは常に出入りできるという形ですか。それとも、緊急時に開放するという形ですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 これも今普天間高校側でも実施設計を進めているということなので、うちも協議しながら、どういう形のほうがいいのかということも含めて、常時というか、緊急時に、考えとしては緊急時に出入りできるような形なのかなと個人的には思っていますけれども、これは高校側とも協議しながら進めてまいりたいと思っています。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 では、今後検討していくという形になるのですね。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 次年度に予定する屋外環境整備の中で、今からでも高校側とも協議をしていきますけれども、その中でこういった形になるかというのは検討してまいりたいと思っています。

○山城康弘 委員長 委員の方に少しお願いがあります。今回の上程案件というのは議案の請負契約についてですので、なるべくその議案に沿っての質疑をよろしくお願ひいたします。伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 では、ちょっと入札の件でお伺いしたいのですけれども、これで6個の事業体が入札に参加しているのですけれども、辞退とあるのですけれども、アメリカンエンジニアコーポレイション、その辞退の理由をちょっと簡単にお願ひします。

○山城康弘 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 辞退のアメリカンエンジニアコーポレイションと大友工業の共同企業体の辞退の理由につきましても、必要な技術員の配置ができないため。技術員配置ができないということで、前日までに辞退届が提出されております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 この必要な技術員というのは何名が足りなかったのですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回のやつは、2工区については公募型にしました。代表企業者を建築のAクラス、構成員にBクラスを入れるということで、1工区取ったところは省くという形で公募をかけましたので、それで多分Aクラスのアメリカンエンジニアコーポレイションさんは技術員はいっぱいいると思いますが、もしかしたら大友さんが1年間というか、今年度から次年度まで技術員を配置しなければならないという形を考えて、そこで辞退されたのかなと推測しています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしくお願ひします。今回の入札に関してはプロポーザル方式を採用されたということで、いいものをより安く設計、そして施工するのかなと思いますけれども、通常入札だと最低制限価格に近いところが落札していくというのも分かるのですけれども、プロポーザルがかかってきたときに、いい提案でも金額を見ると2番目だとかいう、金額を優先するべきなのか、プロポーザルとしてはデザイン性を優先するのかなというところで、大変その議論もあったのかなと思います。今回結果だけ見たら、単純に落札された共同体というのは最低制限価格に近いところというか、通常の落札なのですけれども、このプロポーザルとの金額との折り合いというのはどの辺で判断しますか。落札するときの、あるいはプロポーザルはどれだけの影響力があったのかというのがちょっと気になるので、少し御説明をお願ひします。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回の公募に関しては、普通の入札と指名と、公募型にしたので、指名競争入札という形になります。設計のほうプロポーザルをしたという形で、この中で1番のメンバーの中で、価格よりは機能性とか配点とか、実際にできるかどうかという、この設計の中を見て、この期間に間に合わせられるかどうか、デザイン性もそうなのですけれども、プロポーザルですから意見です。先ほど委員が、選定する委員が印象に残ったのは、ガジュマルとか、そういうのを残しながらやるということと、低層、中層、高層というのですか、いろんなパターンの提案をして、どれが経済的にいいですよとか、どういうメリット、デメリットがありますよというか、構造体まで低層か2階か、4、5階ぐらいまでの、今の校舎を生かしながらというか、

一番の原因はちょっと出入り口が狭いというのと、どういう形で工事が進められるかという形を委託の中でプロポーザルをしましたので、その中のは先ほど言ったいろんなものを加味して、価格だけでは判断せずに設計に当たって選定しました。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ということは、提案もよくて、しかもなおかつ金額的にも一番安い価格だったので、市としても願ったりかなったりだったと、そういうことで提案もよく、金額も安かったということの理解でよろしいですね。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 設計は設計で、今回防衛補助を使いましたので、いろいろ査定とかを受けまして、事業費はもともと概算を設計していなかったのですが、もともとやった分は概算をある程度、結構落ちてきているかな、事業費全体として。委託もそうなのですけれども。今回の工事に関しては普通の入札というのですか、公募をかけたのですけれども、指名競争と変わらず最低制限を設けながら、1工区と同様にやっていくという形になっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 すみません。勘違いしてしまって。今の説明でよく分かりました。

また、契約を結んだあとの、例えば今西普天間の区画整理の中での契約後の変更、いろんな諸事情、岩盤が出てきたとか、今回不発弾の磁気探査もするというので、この契約に関してもそういうふうな、もし入札の中の解体工事だから違うのか分からないけれども、要はそういった変更がないにこしたことはないのですが、あった場合にはこの間の専決事項のものが適用されるということの理解でよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 1工区、2工区全体に関わることなのですけれども、多分1工区のほうがこれからくいを打ちます。くいは設計なので、現場でもうちょっと長さとか、それが出てくると思いますので、金額に反映すると思います。どの時点で、うちとしても建物は立ち上がったらそこまで変更はないのかなと思っているのですけれども、2工区は先ほどそこまでないかもしれません。1工区のほうが、もしかしたら専決で出てくるかもしれない。その時期はちょっとうちのほうで考えていまして、工期が大分迫ったときにやるのか、ここだけやっても、今から増減が出てくると思いますので、1工区は10億余り、今回も7億余りですので、その1割かつ5,000万以下だった場合は専決されていくのか、それをちょっと見ながら、どういう形で事業を進めるかと考えながら、もしかしたら専決する可能性もあると思っています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それは、またそのときに議論します。

あと、ちょっと提案というか、今回ではないのですけれども、以前校舎の剥離があったときに委員会でも視察させていただいたので、あるタイミングを見て、また視察をさせていただくと。今回の契約とは別にやるのでしょうか、タイミングを見てまた視察をさせてもらえるのかなというのを伺いしてもよろしいですか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 タイミングが合えば、ぜひ現場を見ていただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう少し確認させてください。入札の件なのですが、これは市内業者が全部頭についているという形ですか。もしくは、共同企業体の構成員も全て市内という形になっているかどうか、まず確認させてください。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 今回2工区でも公募型をさせていただきました。条件として、登録されているという形と、あと市内業者であるということで公募をかけています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今回の資料を見ても、最低制限価格すれすれでまた入札されていて、相当頑張ったのだろうなとは思いますが、結構ぎりぎりで大体出ていますね。相当計算されていると。業者も相当勉強されているのだろうと思うのですが、それに関してこれより結構上のほうにいった場合、離れた場合、下にいったら無効なので、上にいった場合というのはどんなふう感じられることがあるのですか。もしかしたら、落札価格が6億5,200万円とかだったら、上のほうの6億6,000万円にはまだ届いていないので、この間にあるので、それはそれで制限価格の設定の仕方というのがどんなのかなというのが聞きたいです。皆様方の価格の設計が、これはぎりぎり6億3,508万なのだけれども、これが逆に6億4,800万円とか、6億5,200万円とかになった場合は、この最低制限価格という出し方だけどんなものを出してくるのかと思って。初歩的なものなのですが、ごめんなさい。こういう明確にこの入札結果の予定価格と最低制限価格というのがあるものですから、その点教えてもらえますか。

○山城康弘 委員長 施設課長。

○施設課長 委員おっしゃるとおり、うちとしても結果を見ると積算は妥当かなとまず思っています。予定価格を公表していますので、それで入札最低制限のうちのやり方とかは公表していますので、こういう形で掛けるという形は、それでぎりぎり積算しているというか、この会社でそれをやったら最低制限を下回ってもできるという判断をされていると思っています。その予定価格と最低制限の範囲だったら、うちは別に構わないかなと、結果としては、そんな可能性もありますので、十分やれる状態なのかなと思っています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 競争入札なので、それはそれで態度をしっかりされていけばオーケーということで進めているということであるので、理解したいと思います。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の議案第68号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時25分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時27分)

【議題】

認定第8号 廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第3項に基づく精算事務の認定について

○山城康弘 委員長 次に、認定第8号 廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第3項に基づく精算事務の認定についてを議題といたします。

本件については、提案趣旨説明を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。

本件に対する質疑を許します。伊波委員。

○伊波一男 委員 よろしくお願ひします。今回の場合は、視聴覚協議会を解散するという事で剰余金の返還があり、機材、資機材というのでしょうか、これについて視聴覚教材のほうがたくさん宜野湾市に来ます。見てみましたら、ビデオかDVDかいろいろな機材、また大きなプロジェクターとかも来ますけれども、今回の管理体制、管理というのでしょうか、どこの課がメインとなって管理や貸出し業務を今後行っていくのかというのをお聞きしてよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 解散後、精算事務を終えておまして、DVDだったりプロジェクターだったり、今回引き継いだものについては中央公民館のほうで引き継いでおまして、そこにDVDとかになりますとカウンターのほうに図書室もございまして、そこで貸出し、また機材については生涯学習課のほうで管理していくということでございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 中央公民館ということは、1階のほうへ行きますと生涯学習課と中央公民館というのがあります。ということは、中央公民館側のほうで貸出し業務を行うということで理解してよろしいでしょうか。それと、これは借りる時にお金はかかるのでしょうか。その点もお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 これまでも中頭の視聴覚協議会でも無料でお貸ししておりますので、引き継いだものについては無料でお貸ししていきますので、事務についても1階のほうに生涯学習課中央公民館という事務所がありますので、そこでお声がけいただければ貸出しはできるということになります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今までは中頭の視聴覚のほうまで行って借りていたものが身近になって、宜野湾市に配分されたもので対応するという形になるのですけれども、借りる方々については、全ての市民が利用できるということで理解してよろしいでしょうか。それともルールがあるのでしょうか。せっかく地元で貸してもらえる場所が近くにきたので、多くの方々が、地域の方々が利用できるのではないかなと思っているのです。利用するに当たり、制限はあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 少し制限がありますので、その辺は生涯学習課のほうから説明させていただきます。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 貸出しの団体につきましては、個人が対象ではなくて、小学校とか中学校、児童センター、保育園、そういう教育関係団体のほうがメインになります。ただ、状況によっては館長の判断で個人に貸し出しするかもしれませんが、その目的を確認した上での貸出しという形になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 利用するのは団体等が、それも認知されている団体は利用できるみたいなお話だと思うのですが、よく地域の子ども会とか老人クラブとかあるではないですか。そういうところの地域ごとの、逆に言えば女性部会とか、今婦人会とか地域部会があります。そういったところも活用はできるのかどうか、ちょっと聞いておきたい。個人では借りにくいということで理解していいのでしょうか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 伊波委員がおっしゃったとおり、自治会とか婦人会とかのものについても貸出しは可能です。大丈夫です。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 もう一度確認をします。個人では利用できず、団体名が必要ですよということで理解したほうがいいでしょうか。もしくは、個人で借りたい場合、こういうのが近くに来たので、これを自分の家族で見たいとか、そういうのはできるのですかということ。それも含めてルールがあると思うので、どんなルールがあるのかを確認させてください。せっかく多くの機材や教材が来るので、その点もう一度お願いします。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 中頭視聴覚ライブラリーから引き継いだときのこういう団体を通して貸し出ししています。今回も団体というところに自治会や、様々な社会教育団体とかありますので、それについては貸出し可能としております。先ほど課長からもありましたけれども、一個人の利用者については明確に今貸し出しできるような規定は整備されていませんので、今後例えば図書館とかでDVDなどを貸し出ししておりますので、そういった形で貸し出しできるか、少し整理をさせていただきたいと思っております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 すみません。中頭地方事務所の視聴覚の機材というのは、各学校で当時はまだ予算的なものが乏しくて、中頭のほうで集めて貸出しをするということで、その役割がもう終わったというふうな認識を持っているのですが、そういうような認識でよろしいのでしょうか。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 委員おっしゃるように、時代が変わっておりまして、インターネットを介して授業を展開したりとか、そういうDVDとかも昔よりも容易にというか、低価格で購入できる状況もありますので、少し役目が終わったのかなということでこのような形になっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 その点についてはよく分かりました。認定第8号の1ページのほうに、中頭地方視聴覚協議会解散に伴う剰余金の返還表というのがございまして、沖縄市から恩納村、本市も含めて関わる市町村の令和2年度の負担金額と負担割合、そして返還金額という形で、令和2年度に関しては返還がありますよということは書いてあるのですが、その算定方式が、例えば本市においては令和2年度62万5,000円の負担をし

て、返還金額が振込手数料を引くと1万4,618円ということになっていますが、その算定方法について。これは中頭事務所で決めたと思うのですが、その辺の算定方法について答弁いただけますか。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 これまでの負担金の在り方についても、構成する市町村の均等割と人口割で算出しております。宜野湾市においては、その構成市町村の中で約17%の割合ということになっておりますので、これまでは例えば964万円ですか、年間支出してございましたけれども、令和2年度においてはもう解散を見込んでおりますので、6割程度を負担金として支出していただくということになりまして、そのような算定方法でやっております。ですので、この1ページにあります宜野湾市の返還金についても、割合が16.9%というのはこれまでの負担金の宜野湾市の割合約17%、ここで明確に16.9%ということで、その割合で算出しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 負担金額と割合については今ので理解したのですが、実際返還、戻す金額が差額も出ています。負担した割合の大部分は負担で、これからいくと62万5,000円の1万1,000円ですから、10%満たないくらいなのですが、どういうふうにしてこの返還金額というの、これは中頭事務所が決めた返還金のあれだと思ってしまうのですが、本市が決めることではないと思っているのですが、この返還金額を決めていくときに、どうやってどうこの金額を決めているのか。要は計算式があるのか、令和2年度の中のどうやってこの返還金というのを振り分けしていったのかなど。例えば集めた金額が100としたら、そのうち使ったのを差引いて、残った金額を返還していったのかというところとか、それちょっとどんな感じかというか、これは中頭事務所のほうでやっていることだと思うので、もし御存じでしたらちょっと教えてください。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 年度ごとでそれぞれ決算していると思うのですが、負担金の返還に関しては、先ほど申し上げましたとおり、例えば宜野湾市ですと均等割と人口割でいくと、例年163万円なのです。令和2年度においては解散もあるので、そこから6割減額します。半年で解散という見込みがありますので、そのうちの6割減額して負担金を徴収しますという形になっています。そうすると、163万円が62万5,000円、163万円の6割減ということで62万5,000円が令和2年度の負担金、本市の負担金ということになります。その中で算出方法としては、均等割と人口割があるということで、均等割については各市町村20%、人口割合については80%という割合で負担金を算出しているようです。ですので、均等割合については各市町村7万4,000円、人口割合については残りの80%ですが、それについてはまたその市町村によって人口割しておりますので、中頭についても1人当たりの算出方法というのはあると思いますけれども、そこを計算した結果、このような形になっております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そうすると、返還金に関しても負担割合と同じように均等割と人口割にするとこういうふうになったよということになるのかなということになりました。この中においても、決算も中頭事務所のほうで行われていると思いますので、算定方法だけちょっと確認したかったのです。以上です。

○山城康弘 委員長 次長、今呉屋委員の質疑は、多分370万円、令和2年度の予算があるではないですか。その中で、令和2年10月に規約を廃止して、返還金の総額が8万8,000円、これ多分この決算の中で分かると思うのですが、結局ほとんど、8万8,000円ですから360万円分ぐらいはどこかで消費されているとい

うことですね。返還金の総額というのは8万8,000円ですから、その中で案分されたこのパーセントで分けられたと思うのですけれども、多分その中身を聞いたかったのではないかなと思うのですけれども。要は、多くの金額が年度内の半分で規約が廃止されたにもかかわらず、300何十万円も予算を使われていたではないですか。その辺、課長がもう少し説明してくれたら丁寧だと思います。よろしくお願いします。

○生涯学習課長 今中頭地方協議会の令和2年度の歳出の決算書があるのですけれども、この歳出の内訳としまして、会費とか総務費、これはこの広域連合の職員の賃金がほとんどメインになっているのですけれども、そのものとか、あと事業費という形になっております。トータル歳入では680万円ぐらいはあるのです。歳出も670万円ぐらいありまして、その差額が8万8,000円残っているという形になるになるのですけれども、そういう形で協議会のほうでは監査を受けまして、8万8,126円残っているよという中での、先ほど次長がおっしゃったような分配方法で各市町村に振り分けているという形になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 負担金が62万5,000円は、今年度からもうないということでもいいのですか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 令和3年度からそうです。負担金のほうについてはもうお支払いしておりません。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今回教材と機材が来ました。これに対する今後アフターメンテナンスするための、お借りしましたけれども、このプロジェクターのランプが切れた、もしくは機材が故障したというもののための予算は、中央公民館の予算で今後組んでいくのかどうか。管理して、また中央公民館自体の予算が、備品整備なのか、機材整備費とか、そういうふうな予算もまた今後組んでいくというふうに見ていいですか。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 中央公民館、生涯学習課のほうにもいろいろ機材を持っておりますので、同様に管理していく予定でございますので、今後予算の範囲内で故障があればその対応はしていくという考えです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 予算は増やすべきだと思います。負担金62万5,000円の持ち出しがなくなったわけですから、しかし借りるほうにしてはどんなふうに戻してくるかも分からないし、いざスイッチを入れたらつかなかった、いざ貸出しのテストをしたらDVDとか機材、それとかプロジェクターとか動かなかったときに、それなりのお金が必要になると思うのです。それをまた予算がないから3週間は貸し出しできませんとか、今予算を交渉していますということはしないで、62万5,000円の持ち出しがなくなったわけだから、その分幾らか施設整備費という形で、これに特化した予算を確保していたほうが、借りた学校の先生に、教材はいいですよ、DVDとかは貸せるのだけれども、この大きなプロジェクターとかいろいろながありました、大きなのが5つぐらい、機材。そういうのはやっぱりメンテナンス代金というのは持っていたほうが、貸し出すほうも、また修理の手配をするほうも楽ではないかなと思ったもので、62万5,000円の持ち出しがないわけだから、その分やっぱり6万円か7万円はこれの終戦費として置いておくとか、整備費として、整備金という形で持つておくとかいうことは今のところの話ではないので、プールしてありますから、すぐ使えるということではない。また使うにも協議してしまうという時間がかかるというがあるので、やっぱり視聴覚機材をしっかりとリストもまたいろんなところに配布して、利用してくださいと呼びかけはするわけですから、

その点もまた御検討していただきたいというふうに思います。今の件はいかがでしょうか。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 借りる側も、いざ使うとなったときに故障というのが一番避けたいところでありますので、日々機材が適正にちゃんと使えるかどうかの管理というのですか、それは徹底していきたいと思ひますし、利用されるのにそこが耐用年数とかもあると思ひますので、その状況に応じて必要な予算措置ができるようにしていきたいと思ひます。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 機材のほうは理解できたのですけれども、2ページから5ページまでの視聴覚教材リストがあります。これはDVDだと思うのですが、この18本のDVDが宜野湾市のほうに届いたということで理解してよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 教育部次長。

○教育部次長 こちらの2ページから記載している内容は、宜野湾市が引き継いだ、宜野湾市で管理するものになっております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 中央公民館のほうで管理するというところで理解していいですか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 今現在中央公民館の図書室のほうで管理してございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 さっき機材のほうを聞きましたが、図書館のほうでも管理をしているということでしたら、一般市民でも教材を借りられるということなのではないでしょうか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 先ほどおっしゃったとおり、まず私たちの想定の中では団体をメインにしておりますので、この教材自体は少しまた表にあるのではなく、別の場所のほうで管理をしているところではございます。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 では、団体のほうへの貸出しということですが、今いろいろ内容を見たらすばらしい内容がたくさんありますので、これはやっぱり学校現場のほうでももしこういうのがあれば使いたいということもあるので、学校側への周知とか、そういう自治会などの周知とか、こういう教材が取りそろっていますよという周知などは、お知らせなどなさるお考えがあるのでしょうか。

○山城康弘 委員長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 周知のほうについては、ホームページ等でも既に周知をしております、機材の一覧も全てリストを載せております。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の認定第8号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時55分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時05分)

【議題】

陳情第57号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請

○山城康弘 委員長 次に、陳情第57号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げを行います。

○議会事務局 タイトルからいきます。コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請。陳情者は、新日本婦人の会沖縄県本部会長、久手堅幸子さんになります。

では、本文を読んでいきます。新型コロナウイルスの流行が拡大するに伴い、雇用状況も悪化しています。そのしわ寄せは女性と子供、学生に強く現れ、生活が困窮する女性や子供・学生も増えています。このような中で、節約のために毎月の生活必需品である生理用品を購入することができず、交換の回数を減らしたり、トイレットペーパーで代用しているなどの声が届いています。そのために不衛生な状態に置かれたり、経血で着ているものや椅子等を汚したりしないかとの不安などから登校できなくなるなど、子供たちへの影響も見過ごすことができません。

世界中では、スコットランドにおいてはあらゆる人に生理用品の無償提供が決定され、ニュージーランドにおいても小学校・中学校・高校での無償提供が決まっています。日本においても内閣府が「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の観点から、第5次男女共同参画基本計画の中で、女性の健康の基盤となる心身が形成される10代から20代前半の重要な時期に対して、月経を含めた保健の充実の推進が明記され、その具体的な取組として、今年度内閣府では地域女性活躍推進交付金において13億7,000万円を予算化し、生理用品の提供を進め、沖縄県内の自治体でも取組が始まっています。経済的理由によって女性や子供たちの健康が脅かされることなく、安心して学習できるように、下記の事項の早急な実現を強く要請します。

要請事項。一、女性・子供たちが安心して通学・学習ができ、衛生的な生活が保障されるように、学校等公的施設のトイレの個室に返却不要の生理用品を配備すること。また必要な予算措置を行うこと。

一、必要な子供たちに生理用ショーツの配布を行う事。あわせて、生理をはじめ心や体の悩みを気兼ねなく相談できる環境を整備すること。

以上になります。

○山城康弘 委員長 では、本件に対する質疑を許します。

その前に執行部説明ありますか。指導部次長。

(執行部説明省略)

○山城康弘 委員長 それでは、質疑に入ります。呉屋委員。

○呉屋等 委員 よろしくお願ひします。川上次長からの説明では、各種団体の皆様の御厚意で、寄附によってまず1番目の生理用品等が小学校、中学校は市内全中学校の全学年ということでお話を聞きましたけれども、この陳情の中の本文の下から5行目に後半のほうで、今年度内閣府では地域女性活躍推進交付金において13億7,000万円を予算化し、生理用品の提供を進め、沖縄県内の自治体でも取組が始まっていますということで、これ陳情者からの文章ではあるのですけれども、これからとすると予算は国のほうで予算化していますと。沖縄県の自治体でも、その予算は10分の10なのか、市の持ち出しもあるのか、その辺は分かりませんが、国としては内閣府で予算化していると。県内の自治体も、その予算を活用していますよというふうな陳情の文章なのですが、県内でも実際そういうふうな内閣府の予算を活用した取組というのは、県内の自治体でも取組が始まっていますと書いてあるのですけれども、そのことは承知していますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 呉屋委員の御指摘の内閣府での予算化、そして各自治体でも取組がというところの中で、私たちがちょっとそれが気になって、担当職員にもいろいろ聞いてみたりしたところなのですが、具体的に、すみません、どのものなのかというところがちょっと分からなくて、実際それは本当にあるのかどうなのかも含めて、その辺は確認がなかなか取れないということが現時点の状況でございます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 陳情書に書いてあることをやはりこの委員会で確認しながら、陳情のほうは事実かどうかとか、あるいはそうしないとこちらもまたどう議論していいか分からないので、まずはこの陳情者の書いてあるとおりにすれば、内閣府のいろんな予算の中にこれに使える予算があるのだということになっていきますので、あと県内の自治体での取組が始まっているとありますので、であれば取り組んでいる自治体があるということですから、やっぱりそこは早めに確認をしていただいて、例えば、幾ら必要なかと次長もおっしゃっていましたが、そこはいろいろ議論をこれから始めないといけないと思うのです。そのためには、まずは事実確認を早急にしていただきたいと思います。いかがですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 呉屋委員指摘の交付金の他市で、県内ほかの自治体の取組というところ、すみません。ちょっと確認が取れていなかったというところがございます。それについては、もうちょっと近隣市町村や他市の状況をちょっと確認して、実際にそれに取り組んでいるのかどうなのかも含めて確認したいと思います。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 今回陳情は議会のほうに上がっていますが、教育委員会にも本来であればこういう陳情が上がっているのかなというのを確認させてください。教育委員会にもこの陳情は上がってはいいますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 教育委員会宛てには上がってございません。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 では、先ほどの件、よろしくお願ひします。以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 呉屋等委員がこの予算の件で質疑しておりましたが、内閣府の13億7,000万円という予

算というものは予算化されているということは、私もいろんな資料から見てはいるのです。ですから、ぜひこの資料を、どういうふうに使われているのか、宜野湾市もこれを取得して予算化できるのかということを知らせていただきたいと思いますので、先ほど質疑がありました他市町村の状況、私も前回の一般質問で取り上げておりましたので、資料はありますが、皆さんが調べた各市町村の状況というものも資料の提供をいただけないでしょうか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 多少調査についてはお時間を頂戴したいというふうに考えておりますが、結果についてのところのものは資料を提供したいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ぜひこの13億円という予算というものをしっかりと確認していただいて、私どもにもそういう資料を提供していただきたいと思います。

それから、いろんな方々からいろんな動きがありまして、寄贈がありますが、やはりただ一過性に終わらせるのではなく、これは子どもたちのためにも継続しながら予算化していかなければならないと思います。担当部局のほうともこの予算確保というのはいくらと考えられる余裕はあるのでしょうか。生理用品を購入していく。そして、各学校にそれを提供できるという予算化です。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 私たち指導部としては、今後も継続して各学校に配付していきたいと考えておりますが、先ほどもちょっとお話ししたように、当然予算化についてのところのものは担当部局との調整になりますので、こちらとしてはやはりその辺の予算化についてのところのものは検討していきたいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 今回の9月議会でも生理の貧困の問題については、各学校現場での様子ということでいろんな団体からの寄贈があったということで、そういう状況を見ながら、また一般質問をしていきたいと思っておりますので、今後の問題はこの一過性に、ただブームとしての一過性に終わらせるのではなくて、継続して子どもたちに衛生面や、そういう心の余裕を与えるという意味では、この生理の問題というのとはとても大切なことですので、当局のほうもしっかりと考えながら、検討ではなく、確実な実現という形で持っていただきたいと思っております。この場でちょっといろんな動きが出てくると思っておりますが、また当局のほうの対応のほうもまたよろしく願いいたします。以上です。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 私たちのほうもちょっと検討ということで答弁させていただきましたが、その判断につきましてはやはり財政課ということになりますので、もしよければ皆様方のお力もよろしく願いしたいと考えてございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 次長、今皆様方の教育委員会としては、それを設置したいかが分かりにくい。来たから設置しましたというふうにしかなじめないのです。皆様方のそういうふうな、半分が女子生徒ですね、中学校。また、同じく小学校も4年、5年、6年からそういう体の仕組み上、出てきます。そういうふ

うに皆さんが置きたいかどうかははっきり分からない。教育委員会としての取組が、送ってもらったから、これ配っておけという感じでやっているのかなという不安があります。ただ教育だけやればいいということではなくて、子どもたち一人一人の不安を一つ一つ取り除いてあげるというのも、男親と暮らしている方々、女の子だとまたちょっと遅れてしまうし、いろんな意味で皆様の方向性が見えない。見せてもらいたいというがあるので、それも含めてどんなにしていくのだろうなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 この件につきましては、一般質問での答弁の内容ともちょっと重なるというところでございますので、もうちょっと前倒しでの御説明というところにはなるのですけれども、大丈夫ですか。

○山城康弘 委員長 どうぞ。

○指導部次長 それにつきましては、教育委員会内でその辺の方向性を確認して、きっちりそれについては取り組んでいくというところの方向性は確認してございます。なので、その辺については最終的に、先ほどもちょっとお話しいたしましたが、予算もちょっと要求もしながら、最終的な判断というところのものはやはり財政課になりますので、私たちも方向性はきっちり決まっていますので、その辺のところのものを依頼しながら、先ほどちょっとしたように、皆様方のお力も頂戴したいというふうに考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今方向性が示していただいて、よかったなと思います。無関心ではないということと、寄贈されたから配りましたということではないのだと。ちゃんとそれも踏まえているというのがお伺いできてよかったかなと思います。

ただ、今配ったものがなくなる、消耗率を確認されていると思うのですけれども、各学校によっては違うと思うのですが、これがなくなって後追いしないように。いつも思うのですけれども、予備費というのがあるでしょう。教育委員会に予備費はないのですか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 予備費は、一括して財政課のほうで管理しているという形になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 財政課のほうの予備費があるから、一般会計予備費があるでしょう、5,000万とか6,000万とか。緊急用と置いてはいると思うのだけれども、やはりしっかり話合いをして、なくなる前に一括購入という形で、宜野湾市内に大きな問屋さんもあるわけでしょうから、宜野湾市に構えているサンエーさんもあるし、ユニオンさんもあるし、そういうところと交渉して、しっかりまた金額も安価で購入をして、全ての小学校にどのように配ったほうがいいのかというのをまた工夫していただいて。やっぱり言われてからやるという後手、後手が何でもあるので、これは新聞が騒いだから、周りが騒いだから予算化するのではなくて、早めに予算確保に動く。後々12月頃には財源が切れるかもしれない。切れたら予算がないので、それから財政課と詰めるのではなくて、このぐらいから切れ目なく供給してあげたほうがいいのではないかなと思いますので、教育委員会の方向性をしっかり踏まえて取り組んでもらいたいと思います。ぜひ今一般質問の中にも出てきますから、答弁も前向きな答弁をされてください。そして、いい宜野湾市の教育委員会の取り組み方を、またほかの自治体もまねるような形まで持っていただければありがたいなと思います。頑張ってください。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 どうも御提言ありがとうございます。学校としても実際これまで全く何も対応していなかったということではなくて、それは御存じだと思のですけれども、学校でも全く何もしていなかったということではなくて、保健室にその辺の常備はしているというところでございます。本当に例えば児童生徒が忘れたりとか、本当に緊急にというところのものはきちりと対応しているというところの中でやっているということ、やはりちょっとその辺トイレとかに実際に常備するというところの中で、例えばその辺の数量であったりと、そういうところのものをきちり確認しながら調整していきたいと考えております。以上です。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第57号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前11時27分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前11時28分)

○山城康弘 委員長 午前の会議をこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時28分)

◆午後の会議◆

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後2時00分)

これより午後の会議を進めてまいります。

参考人の出席要請についてお諮りいたします。陳情第50号 国立病院の機能強化を求める陳情は、関係者から意見聴取を行うため、本日の委員会に出席要請したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後 2時00分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後 2時02分)

【議題】

陳情第50号 国立病院の機能強化を求める陳情

○山城康弘 委員長 陳情第50号 国立病院の機能強化を求める陳情を議題といたします。

本件の参考人として、諸見里朝三氏、神山美奈子氏に御出席いただいております。本日は、お忙しい中本委員会のために御出席いただきまして、ありがとうございます。本委員会を代表して厚く御礼いたします。

早速本件に対する説明を聴取して、審査を進めていきたいと思っております。では、参考人の意見を簡潔に述べていただいた後に、委員からの質疑に答えていただくようお願いいたします。それでは、御発言をお願いいたします。諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 こんにちは。本日は参考人として呼んでいただいたこと、ありがたく思います。本日は支部長の私諸見里と、書記次長の神山が出席しております。

初めに、私たちの団体を紹介いたします。全日本国立医療労働組合は、全国に158か所、県内に4か所あります。宜野湾市に沖縄病院、金武町に琉球病院、名護市に沖縄愛楽園、宮古島市に宮古南静園となっております。この陳情は、全医労として全国都道府県の全ての議会に提出しております。

それでは、陳情の中身を説明させていただきます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、県民、国民の生命と生活に深刻な影響をもたらしました。新型コロナ感染にしても、受け入れる病院、病床、スタッフの不足等の医療体制の逼迫した状態が続く、入院できぬまま亡くなるという状態が続いております。まさに医療崩壊の状況です。新型コロナ対応やクラスターの発生で病院本来の診療機能は果たせない状況となり、新型コロナ以外の患者も必要な治療や手術が受けられない。感染が怖くて病院の受診もできないなどの状況が続いております。病院の本来の経営も圧迫されている状況です。

沖縄病院でも、昨年5月に地域包括ケア病棟を閉鎖して、コロナ病棟を開設し、軽症者から中等症までのコロナ患者を受け入れております。コロナ対応において、看護師の応援や派遣が必要な状況もあります。このような中、多くの職員が疲弊しており、使命感だけでは働き続けることができない状況となっております。私たちが働く国立病院は、がん、筋ジストロフィー、重症心身障害等の政策医療などを併せて、新興感染や大規模災害等、国の緊急事態発生時に医療を提供し、国民の生命を守る役割を担っております。その役割をさらに強化し、新興再興感染症の専門病床を整備したり、大規模災害時でも医療を提供できるよう、国の責任で国立病院の充実、強化を図るべきです。国立病院がしっかり役割を果たすことが、ほかの病院と連携して地域医療の充実を図ることになると考えております。

現在沖縄病院は、中等症以上の患者も受入れを担うような形になっております。病床も開設当初というのは、コロナ病棟で当初は10床でしたけれども、10床から15床、15床から20床という現在の状況となっております。国立病院としては、国からの運営交付金自体が以前と比べて100%の交付金ではなくて、ほぼない状況の運営交付金になっております。皆様が恐らくこれ御存じないかと思われそうですが、国立病院ですから国から全部経営のお金が下りるのだらうということですが、実質独立採算制の国立病院です。私からは以上です。

○山城康弘 委員長 神山参考人は何かございますか。神山参考人。

○神山美奈子 参考人 私は、同じく諸見里と一緒に看護師を病院のほうでしています神山と申します。コロナ病床を沖縄病院、今現在受け入れるに当たって、地域包括病棟を廃止して、コロナ病棟を立ち上げたものですから、地域包括病棟にいた患者様を各病棟に振り分けて診ております。先ほど言ったよう

に、沖縄病院に関してはがん、筋ジストロフィー、神経・筋難病、あと結核、それぞれ特性に合った病棟がそれぞれあるのですけれども、その中においてやはりコロナ病棟はコロナ病棟で人員も配置して、感染対策に対してはそれなりの問題があるのですけれども、一般病棟に関しても結構医療のスタッフや患者様がそれぞれ特性のあった疾患で、診ている病棟の中で違う系統の患者様が来ることによって、例えば私は今神経・筋難病の病棟のほうに勤務させていただいています。その中には、パーキンソン病であったり、神経難病とって歩行障害だったり、四肢の筋力低下によって日常生活動作に介助をどうしても必要な患者さんがたくさんおられます。その中で、必要な患者さんがほとんどで、また高齢の方も多くいらっしゃいますし、認知のある方で転倒リスクが高いのに理解力が乏しくて、やっぱり本人たちがナースコールを押してもすぐに行ってあげられないという現状がどうしても起きている現状であります。あと、面会も、今コロナの拡大によって家族や患者様に対しての面会制限があって、その中でもやっぱりシールドをつけて、マスクをつけて、患者様と仲間も面会禁止になっているので、患者様と家族が会うことすらできない状況、そういう中で本来ならば安心して、今沖縄病院では理念として、患者様の立場を尊重し、高度で良質な医療を提供するというふうに掲げているのですけれども、そこが全うできない現状があるということをお伝えしたいなというふうに思います。以上です。

○山城康弘 委員長 本件に対する質疑を許します。質疑をどうぞ。呉屋委員。

○呉屋等 委員 新型コロナの去年からの感染拡大で大変医療従事者の皆様が御苦労なさっているということも十分分かっているつもりではあるのですが、また改めて現場の方の2人のお話を聞いて、本当に大変な状況なのだなというのを改めてまた感じました。本当に御苦労さまです。

国からの運営費が減らされているということ自体もまた知らなくて、それもまた驚いているのですけれども、我々市議会への御陳情であります、やはりいろんな法律だとか、あるいは仕組みをやるところは国会だと思うのです。市議会を通して各厚生労働大臣とか総務大臣への意見になるのですが、単刀直入に国に対しての要請というのはもう既に行っているのかなということをお聞きしたいのですが。

○山城康弘 委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 全医労と国立病院機構、僕らの母体である病院機構からは、国のほうへ一応要請はしております。国からの支援というのは、コロナに関しても支援というのは、一応支援は受けております。あと、国からの支援と県からの支援、県からの支援は取りあえず今年の2月で一旦打ち切られてはおります。国からの支援はあるのですけれども、継続的に今コロナでどんどん、どんどん増えてきている。収束が見込めない。なので、ランニングコスト的にそういうふうに支援策、支援金はどうしても欲しいということは要請しております。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 国に対しての要請、そして県に対しての要請を既に行っているらっしゃると。県に関しては2月に県のほうから打ち切られる状態だということで、我々市議会、市町村議会に今回陳情されているのは、国、県へ出してはいるのだけれども、どちらかという後押し的な形でやるというふうな認識でよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 全国の各市町村からも政府に後押ししてもらったほうが力強いと声を高らかに上げて、国にまた新たな支援の要求をできると思います。今回の支援というのは、コロナに関してだけの支援なのです。コロナだけの支援金とかもらえはするのですけれども、現状一般の診療自体が低下しているので、診療報酬自体も少なくなっております。先ほど述べたみたいに、感染が怖くて病院に行けない。病院も来るなという、そういうことで経営の圧迫は否めない。なので、コロナの支援はもらったけれども、そういうほかの支援も欲しいということなのです。どうしても僕ら組合から言うだけではなく、やっぱり行政からも言ってもらう。一般の市民の方からも声を上げてもらって、そういうふうになっていかないと、医療を守れないという考えですので、そういうことです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 大変厳しいですね。要は病床を確保する。その分、またさっきの包括的な入院患者のほうに移ってもらう。そうすることによって、診療報酬がまた減額すると。ある意味悪循環と言ったら変ですけども、本当に医療従事者の皆さんの使命感でもっているのかなというふうな、本当に厳しい現状が、大変勉強不足で、こうやって詳しくお話を聞いたことは大変有意義だったのですが、意見書案の中で2番のところで、国立病院の機能強化を図るために医師、看護師をはじめ全ての職員というふうな文面がございます。職員というのが、例えば医療関係には人材派遣から看護師さんが行かれていますとか、あるいはパートだとか臨時とか、いろんな採用形態があると思うのです。それこそ正職員としての採用の方もいれば、派遣で来ている方もあるということですが、職員としての定義というのは正職員ということによっていっちゃうのか、それともそうではなくて、雇用形態ではなくて、派遣も含めた全てのそういった方を指しているのかということをちょっと教えてください。

○山城康弘 委員長 神山参考人。

○神山美奈子 参考人 国立医療委員機構に関しては、全国に救急病院だったり療養所だったり、様々な病院の形態があります。それによって雇用の仕方というのも、今沖縄病院でも非常勤の助手だったり、非常勤の看護師、基幹業務の人だったり、いろいろな正職員以外にもたくさんいるのです。先ほど諸見里が言ったように、セーフティーネット医療を担う国立病院の役割として私たちやっているのですが、運営は採算性が強く求められており、政策医療の遅滞なき遂行のためとして運営費交付金が繰り入れられてきたのですけれども、2011年から診療事業への繰入れはゼロにされ、結果結核病床など不採算部門が縮小、削減が続き、看護師配置も公的病院の中でも低い人員で抑えられているというのが現状なのです。

今コロナが入って、本当でしたら利益を求めするために、私たち病院でも試行錯誤して包括病棟を立ち上げたのですけれども、そこをやはりコロナ病棟にするために潰してということになってしまったので、そこら辺の人員で、今コロナがどんどん増えてきて、濃厚接触者であったり、家族の人が風邪症状で発熱したりというふうになると、やはり休まざるを得ない。県内でも病院でのクラスターというものがあるところでも発生して、結局病院運営がなかなか困難な状況にある中、私たちそういう中でも人数的にはかつかつの状況でやっている中でも、やはりそういう状況になるとお休みをやっても、それよりも少ない人数で昼間だったりという業務をこなさないといけない。その中であって、患者様はやっぱり変わらない訴えをされる。やっぱり思うように現場ではなかなか回らない中、思うような看護という本来の理念

どおりにどうしてもいけないという現状がやっぱりあるので、そこら辺は私たち国立病院機構だけではなかなかどうにもならない現状があるのです。

それで、私たちも署名で国立病院機構の強化を求める署名を毎年毎年一斉にやって、国のほうにはこの要望として署名活動も一緒に、先ほど言った内容とはまた別に、一緒に実際私たち一人一人活動を行っているのですけれども、やっぱり今後この宜野湾から沖縄、日本国民の生命を守る役割を担っている中で、このような状況下の中で現在の大規模災害と言えるような今現状ですけれども、医療を提供できるよう国の責任で国立病院の充実強化をさらに図るべく、政策医療の担い手として役割を果たすことが、地域医療の充実を図ることにつながると考えています。そこで、また皆様のお力添えが必要ではないかと私たちは考えて、全国を回って都道府県の議会のほうにこの陳情書という形でやっている次第でございます。

○山城康弘 委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 神山の補足になりますけれども、医療職員の増員ということで、コロナ病棟を立ち上げて職員も不足している。不足している分は、非常勤ではなくて正職員として増やしてほしいということ。非常勤の場合、対応した場合には、非常勤は賃金が若干安くなります。身分も不安定だということで、そういうふうに正職員の方を増やしてほしいという願いであります。それも看護師以外もそうですけれども、もちろん。コメディカルを含めてです。そういう形になっております。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 よろしくお願ひします。今説明を聞いて、本当に厳しい現状というのを知って、私のほうもショックというか、こういう現状なのだなというのが正直なところであるのですけれども、今話しておられる職員の不足もそうなのですけれども、人工呼吸器ECMOがあるではないですか。これはもう今も圧倒的に足りないと思うのですけれども、本当にどれぐらいの金額するのか、僕なんかちょっと分からないので、1台購入するということで理解してよろしいでしょうか。

○山城康弘 委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 ECMO自体、沖縄病院は今導入されておられません。金額も医療機械ですので、金額はピンからキリまでなので、僕らでは分かりません。

もちろんECMOも不足しているだろうし、ECMOを扱う人も不足。自分自身もECMOを扱ったことはないです。普通の人工呼吸器なら扱ったことはある。ECMOみたいな特別な機械自体も理解はできていないのです。ECMOを導入したにしても、このECMOを導入するに当たって、また勉強会もしないといけない。そういうトップでみんなに教える人も不在、いないという形。現状国立病院でもECMOを導入されているところはあるのだけれども、やっぱりECMOに手を取られて、なかなかまた中等、軽症の方々に気が回らないという現状なのです。ECMOに頼ってしまうような医療にはなっほしくないというのが願ひです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今日は諸見里さん、神山さん、ありがとうございます。今お話を聞いて、本当に大変な医療に従事されて、この新型コロナウイルスとの闘い、最前線で大変御苦労されているお話を伺って、大変なのだ、本当に何ができるかなという感じがしています。

あと、今回のこの陳情なのですけれども、これは沖縄県内の県にも各市町村にも出しているという形で理解していいですか。

(「はい、結構です」という者あり)

○伊波一男 委員 41市町村には出しているということで理解していいですか。了解しました。

また、大変この資料の中に新型コロナ緊急事態調査報告概要が添付されているのです、陳情書に。これを読んでいても本当に現場のほうは大変皆さん御苦労されていて、不安との闘いと、入院患者をいかに助けていこうかという闘いがジレンマのように出てきて、本当に頑張っている様子が見えてきます。当初はマスクもなかったり、何もない。国からの支援も遅過ぎる中で、全ての医療機関が同じような状況でありましたので、何でもかんでもとにかくマスクは医療機関に配るのだということでさせていただいたというのがあります。あの当時です。なかなか手に入らない時期。何千万円もかけて購入して配った覚えがあります。

その中で少しだけ確認させてください。一番下のほうに財源が出てきます。財源が本当に中途半端なのかと心配で、国立という名前も皆様のほうも国家公務員ですね。そういうことで理解していいですか。全然違うわけですか。今の立場、身分というのですか、身分。どんなふうに。国立というから、みんな公務員かなと思っている。

○山城康弘 委員長 諸見里参考人、どうぞ。

○諸見里朝三 参考人 現在独立行政法人となっておりますので、3年前より国家公務員から外れました。国家公務員定員法から外れて、現在普通の半官半民という形になります。国の機関で働いてはいるのですけれども、定員からは外れているという形になります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 丁寧な説明ありがとうございます。なかなかぴんと来ない。行政法人とどこかに書いてあるのかなと、さっき見ていたのですけれども、国立なのだからというのがあったものですから、すみません。失礼しました。今言うように、3年前から身分が変わったという形になっているということです。これは、また逆に国も財政出動させるためにそう簡単にはいかなかったのだろうなということが目に見えてきましたので、大変ありがとうございました。私からは以上です。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 今日はありがとうございます。沖縄病院のほうにも診療でお世話になりましたが、やっぱり最初は委員おっしゃったように、本当に国家公務員で国立の病院だという意識でした。建物がかなり老朽化している。機械自体も以前は最新だったかもしれないが、もう古いのではないかと感触をすごく受けました。本当にあれ、なぜ国立病院なのにこういう予算が回っていないのかなと印象ではありましたが、そういう中でもいろんなものが老朽化しているというのは実際目に見えるので、すぐ分かるのですが、そういう問題も機械が新しく購入できない。人員も今聞いたら国家公務員の立場でなく、非常勤の方々もいらっしゃる。私を担当してくれたドクターも、やはり琉大病院からの方でしたので、現実的な国立病院という何かそういう意識の中で、やはり国の予算のものがしっかりと行き届いていない。国の役割とは一体何だろうかというのをすごく実感したのですが、やはり機械の整備、建物の老朽化というのは実際にどういうふう感じていらっしゃいますか。

○山城康弘 委員長 神山参考人。

○神山美奈子 参考人 建物に関しては3年前に建て替えをして、旧もともとあった病院建物の後ろ側に6階建てかな、の病棟のほうを建て替えして、今現在は新しくなっております。機械に関しては、やはり経営の赤字だったり、そういったものと兼ね備えて補充していかないといけないということもあるので、私たち看護師現場においては、やはり今現在も仕事に、勤務に、病棟に入る前に、病棟から支給されるこのサージカルマスクがあるのですけれども、やはり1日1枚といまだに制限されているのが実情なのです。いろいろなところを会社だったり、自治体だったりからマスクの補充というのは確かに来ているとは思いますが。できるだけ、今後の医療とか看護というのはこの目先だけのもので、来たからいっぱい使おうではなくて、やっぱり計画を立てて使っていないといけない。今後このコロナのことにしても収束がなかなか目に見えて分からない状況の中で、やはり物があるからどうというあれではなくて、やはり一つ一つのを大切に、現場としては使わざるを得ない状況もひしひしと実感しているので、なるべくそこは患者様に御迷惑にはならない程度にやっているのですけれども、現場の私たちはやはり何でもかんでもあるからといって、なかなか思うように使えないというのがちょっと現状にあるのかなというふうに思います。機械に関しては、私も把握していないので、病院の医療機器はどういう形で補充しているかというのはちょっと把握していないのですけれども。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 ありがとうございます。やっぱり今回みたいなコロナのような緊急事態な状態になってくると、私たち一般市民から見れば、この国立病院というのが医療機関の中心的役割、リーダーであるのではないかなというすごく意識が私はあったのですが、それができていないということで、本当にちょっと国のやり方を指摘するわけではないのですが、もっと予算のほうを何に回していくかというのをもう少し医療体制をしっかりとすることはすごく大切なことではないかなとは感じますが、そういう意味からもそういう現場で働く皆様はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○山城康弘 委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 委員の話聞いて、とても心痛かったです。建物が古い、設備が整っていないみたいな話をされましたけれども、僕らもやっぱり国に対して設備等をきちんとしてくれと何度かお願いはしております。できない分は、県のほうにまたそういう機械を購入したいので、1億円ほど融資してくれないかと話は何度かしてはおります。県からも若干の補助金は出ています。

現在も支援金が国、県から出ました。それでいろんな機械は買えるようにはどうにかになりました。CTも、また新しく今回別室にコロナ専用としてCTも購入はいたしました。それでも、国立病院としての機能自体は、先ほどおっしゃいましたように、やっぱり脆弱だよということは否めない状況であります。ですから、国は国立病院機構として単体で独立させたのだから、君たち頑張れよという言い方しかしないのです。でも、こんなされても、物がないと何もできない。ですから、やっぱり市民、病院からそういうふうに声を上げてもらって、僕らも一生懸命頑張って医療をするので、政府に声を上げ、検討していただきたいと思います。

○山城康弘 委員長 屋良委員。

○屋良千枝美 委員 分かりました。また市民、県民のために頑張ってくださいと思います。皆さ

んのお気持ちをしっかりと受け止めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 よろしくお願ひします。先ほどからお話を聞いて、本当に現場の御尽力がされて、本当にいつもありがとうございます。

いろいろ委員からも御質疑あったのですが、1点だけ、やはり看護師の人員のケアがちょっと気になっているのですけれども、人員不足が今あるということでお伺ひしているのですが、また従来どおりというのですか、本来の勤務体制、コロナの受入れをして、従来どおりの勤務をされているのか、それよりまた多く勤務されているのか、その状況をお話お聞かせ願ひえますか。

○山城康弘 委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 勤務体制はやっぱり厳しくはなっております。もちろんコロナ病棟を立ち上げたことに関して、一般の病棟からコロナ病棟に看護師を配置するのですが、ということは、ここの病棟の人数が減ります。減った時点で、それでいっぱいな状態。ましてや、今回国立病院機構が出された来年度の採用人数自体が、前年度より半分の数、このコロナの状況でです。僕らが要求している数より半分の状態でしか国は採用しない。例えば16人、自分たちは希望しているのだけれども、8人しか今回は採用しないという形。沖縄病院だけです。国立病院機構の中に関したらもっと少ない。これだけ看護師が必要なのに、採用人数は前年度より少ないのです。そういう状況にもなっております。実際もう本当に人が少ない。このコロナで疲弊して辞めていく方も例年に比べて3割程度多くなっています。そういう状況であります。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 ありがとうございます。本当に厳しい状況で、やっぱり3割程度今でも人員が不足している中で看護師が辞めていくという中で、本当に現場でずっと携わっている看護師さんの、先ほども設備とかいろいろ屋良委員からもありましたけれども、私も国立病院に入院させてもらったとき、入院させてもらったというか、身内が入院していたものですから、そのときに見てはいるのですけれども、新しくなっている状況というのもお話があったのですけれども、これまでのお話を聞いていたら、やっぱり人員を早急に配置したりという部分が重要となってくるのかなという部分と、あとは機材等、そういったものも関連してくるのでけれども、看護師をやっぱりストレスで、こちらにもあるのですけれども、そのケアに対して専門職というのですか、ストレスで辞めていかない、そこが重要だと思うのですけれども、そのケアなんかもされているのですか。

○山城康弘 委員長 神山参考人。

○神山美奈子 参考人 病院には心理士という方がいるのですけれども、患者様を対象にして、職場の職員を対象にという形の体制にはなっていません。そこで、労働組合が私たち国立病院機構はあるので、そこら辺の労働組合の執行委員の方が各病棟に必ずいて、この病棟の状況だったり、また一人一人の職員の何か困っている、新人さんだったり、異動してきたばかりの方だったりをなるべくストレスなく、またいろいろ上下関係だったりとか、場に慣れないような話を聞いたりというのを注意して見て動いて、何か問題が起きたときにはそこを助けられるようなシステムづくりというのは労働組合のほうでフォローしているような形になっています。

○山城康弘 委員長 栄田委員。

○栄田直樹 委員 もう現状が本当に大変な状況ということが分かりましたので、ありがとうございます。

○山城康弘 委員長 ほかにありますか。

《委員長交代あり》

○屋良千枝美 副委員長 では、山城委員どうぞ。

○山城康弘 委員 今日は皆さんのお話を聞いていて、非常に自分の勉強不足だなということを感じております。まず一番びっくりしたのが、独立採算だったことです。その件に関しては、伊波委員が質疑なさったように、独立行政法人に移行して、そういう形になった。

少しお尋ねしたいのは、その独立行政法人になる前の国立病院というものの役割というのはどういうふうな役割なのか。文章の中にもセーフティーネットの医療機関、非常に地域医療に対しては重要な役割をしていたと私は思うのですけれども、国立病院の役割を少し御説明いただきたい。それ以前の。

○屋良千枝美 副委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 以前と現状は変わりません。やっていることは一緒なのです。国策に関しての難病対応の病院ですので、何も変わらない。やっていることは一緒。なのに予算は削られるという現状です。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員、どうぞ。

○山城康弘 委員 これ3年前に独立行政法人になった経緯は。なぜ国が皆さんを独立行政法人としたのかという経緯を知りたいということが1点です。

今諸見里参考人がおっしゃったように、一定の役割というのは以前と変わらないと。これは、諸見里さん、これ、採算取れない医療もいっぱいありますね。要するに独立した場合にマイナスになるような要素も含めて、国が皆さんに役割を担わせているにもかかわらず、そういう行政法人になったという経緯を少し御説明いただけますか。

○屋良千枝美 副委員長 諸見里参考人、どうぞ。

○諸見里朝三 参考人 もちろん皆さんも御存じのとおり、国家公務員であるときは、例えば民間の企業と結託していろんなことはできません。それをできるようにしたいということで、国のほうは独立にさせたのだと思います。要は、もちろん琉大附属病院でもそうでしょうし、向こうだって純粋な国家公務員ではなくなってしまったと。民間と一緒に研究して、高度研究しているんな医療の枠を広げてもらいたいという上の方々の考えでしょうけれども、実際何も変わらない。実際は、逆に僕ら末端の職員は人件費が下がっております。賃金自体は下がっております。ちまたでは、国家公務員というのは給料高いですねという話です。でも、実際は地方公務員より僕ら賃金安いです。もちろん言い方は悪いですけども、宜野湾市の職員より自分の給料は安いです。僕の年齢で。

そういう形なので、高度研究に関しては発展します、独立行政法人になった場合。いろんな企業と研究をやって、いろんなお金を使って、潤沢なお金を企業からもらって、いろんな研究できますけれども、現状はやっぱりいろんなところと研究しております。政策医療自体もやらないといけないですね、政策医療は。特に結核なんかに関しては採算取れないのです、患者さんを入れたりしても。補助金出ないか

ら。できたら取りたくない。でも、おまへたちは国の機関だろうと、この病床を確保しなさい、この病床で頑張ってくださいと国は言う。でも、患者さんを取ったら取った分だけ赤字にはなってしまう。何で稼ぐといったら肺がん、がんの外科治療とかで稼ぐしかないのです。そのぐらい、だからあつぷあつぷの状態、恥ずかしい話ですけども、沖縄病院は再生基盤という赤字の病院に指定されました、4年前ぐらいに。あれからどうにかいろんな努力をして、ぎりぎりの線で経常の比率は上がりましたけれども、それでももうけには至っていません。ただ、今回コロナで支援金、国からの支援金、県からの支援金があったから、経営は逆に上向いていますけれども、変な話ですけども、そういう状況なのです。

国の政策の医療を担うということは、やっぱり赤字が伴う。それを国は分かってほしいということ。赤字なので、何から削るかと言えば、単純に考えたら人件費なのです。僕経営者だったら、やっぱり人件費は削ります。それが如実に現れております。人件費が削られているものですから、やっぱりこの病院に就職したいという人が減ってはいるのです。そういう現状なので、もう負のスパイラルという形です。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 3年前に皆さんが行政法人化されて、独立採算の経営をなさった経緯があります。そのときの経営見通しとしては、要するに独立しても採算が取れるベースがあるというふうな計算で多分進めていらっしゃったと思うのです。独立してもどうしようもないよという状況では、多分こんなことはしないではないですか。ですから、採算取れる計算で多分進められたと思うのですけれども、この現状、補助金もらうもらわないは今置いておいて、経営が厳しい状況というのはコロナ禍の影響というのが一番ですか。そして、1つ質問は、コロナ禍がなかった場合は順調に経営できるのかどうか、できていたのかどうかというところの見通しを少し教えてもらえますか。

○屋良千枝美 副委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 コロナ禍でなかったら、やっぱり今でもずっと赤字。ここ変わらない。赤字はやっぱり若干は薄まったにしても、思いつ切りの赤字にはならないですけども、水面下ぎりぎり経営している状態だと思います。コロナだから多少はいろんな設備投資ができるから、どうにかできるという形になっております。独立行政法人と先ほど話が出ていますけれども、独立行政法人になったのは15年前です、実際は。特定が外れたのです。特定独立行政法人が外れて、国家公務員という身分が取れたのが3年前。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 独立採算は15年前からということですか。ずっと赤字ということですか。

○屋良千枝美 副委員長 諸見里参考人。

○諸見里朝三 参考人 そうです。徐々に赤字になっていきました。

○屋良千枝美 副委員長 山城委員。

○山城康弘 委員 これは今お話を聞いて、一つ僕の中で結論が出ているのは、まさに国立病院の当初の役割というのは、皆様が担っているセーフティーネット系の医療機関だと思うのです。これ民間ではできないです、間違いなく。先ほど言った結核も含めて、その患者を受け入れている病院というのは多

分すぐ倒産してしまう病態だと思えるのですけれども、なぜこれ国が皆さんに対してセーフティーネットの役割というのは今でも必要ではないですか。皆さんの文書にあるように、地域医療とかいろんな充実をするためには必要だというふうなことは誰でも分かっていることであります。これが今崩壊しようとしている状況で、国が15年間皆様をほったらかした状態を僕には理解できないのです。皆様の医療を、通常の例えば民間の団体にやれと言ってもやらないではないですか。やらないというか、できないですね、経営的に。ですから、今日はちょっと僕の勉強不足で大変申し訳ないのですけれども、本当にびっくりしております。ですから、皆さんが今、記の部分も3個か、先ほど屋良副委員長からもありましたけれども、財源を確保してほしいとか、人員削減に関しても記の部分は理解いたしました。ありがとうございました。以上です。

《委員長交代あり》

○山城康弘 委員長 後は何かありますが、御意見。進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第50号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後2時50分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時00分)

【議題】

陳情第48号 地域型保育事業所の3歳児以降受け入れについての陳情

○山城康弘 委員長 次に、陳情第48号 地域型保育事業所の3歳児以降受け入れについての陳情を議題といたします。

質疑に入る前に、事務局より陳情書の読み上げをお願いいたします。

○議会事務局 タイトルから読みます。地域型保育事業所の3歳児以降受け入れについて(陳情)。陳情者は、宜野湾市地域型保育事業所園長会会長、湾野政弥様となっております。

陳情の趣旨を読み上げていきます。1、保育所等の利用調整は、行政が行うこと。2、地域によって点在している3歳児の受入れ枠を広げること。3、公立幼稚園の3歳児の利用もしくは認定こども園への移行。

陳情の理由。宜野湾市では、2016年、2017年に地域型保育事業所が16園開園しました。待機児童数を解消する目的ですが、地域型保育事業所の急速な増園により、認可保育所側の受入れ調整が整っていない状態であり、卒園児である3歳児以降の受入れがとてつもない現状があります。特に大謝名、真志喜、宇地泊地区については小規模保育所6園、卒園児42名に対して、認可保育所6園、受入れ枠が20名から25名になります。希望園に入所できない園児は、中学校校区を離れての入所申込みになり、園児、保護

者ともに精神的、肉体的に大きな負担になり、保護者の苦情が各園に来ております。地域の子は地域で受け入れられる体制を早急に整えていただきますようお願いいたします。

これに加えて、行政はその厳しい3歳児の受入れ枠を事業所側に利用調整させているため、事業所側の負担も加重になります。他市町村では、利用調整は行政が行っているため、ぜひ検討をお願いいたします。宜野湾市民のために御尽力をいただきますよう陳情いたします。以上です。

○山城康弘 委員長 本件に対する質疑を許します。

(「委員長、すみません」という者あり)

○山城康弘 委員長 何かもう一つありますか。福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 今回5月11日に陳情第48号ということで上がってきておりますけれども、その前の経緯といたしましては、昨年度なのですけれども、令和2年10月21日にも地域型の保育事業所の園長会というのがございまして、その場でも連携施設に苦慮しているよということでの訴えがございました。また、年明けて令和3年2月16日は、福祉推進部の部長も交えて意見交換会ということで、特に切実にこの課題を抱えている、先ほどお話がございました真志喜中学校区の西海岸の地区の小規模地域型の保育所からも同様な訴えがございまして、中には、園長の方なのですけれども、この時期が来ると3歳に上がる卒園児の方々のことを考えると夜も眠れないよという訴えもございまして、部長のほうからも今後ひざを交えて調整していきましょうねということでお話をしております。

中でも連携ができているところからは、そういった問題は起きないのですけれども、連携施設を確保していないところから特に申入れということがございましたので、なるだけ今年度の入所に当たっては、その問題をできる限り解消していくように取り組みたいということで、一旦意見交換会を終えているという経緯がございました。以上でございます。

○山城康弘 委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。どうぞ。伊波委員。

○伊波一男 委員 今日はまたよろしくお願ひします。今の御説明では結構調整というか、協議をされていますという御説明だったのかなと思います。これは協議をされていて、全部が全部ではないのだけれども、何園かがこの状態がまだ続いているということで、議会に陳情が来ているものだというふうに思うのだけれども、これは解決するという方向で見ているのですか。解決していくということで理解していいのですか。その点もう一回確認します。

この中を読んでいると、陳情の趣旨の利用調整は行政でお願いしたいというのが本音だと思います。だって、小規模を後押ししたのは行政ですから。やるうちに、3歳児受入先は自分たちで息の合う園長さんと協力体制を自分たちで取ってねというのから始まっているみたいなものがあるから、それではなかなか人間関係とか、いろんなまたつながりとか、違う人とやったから、こっちはもう無理だよとか、いろんなものがあるから、そういうものがあるので、まず保育所等の利用調整を行政が行うことについてお伺いをします。今後どういうふうにこの趣旨1を対応できるでしょうか。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 まず、利用調整の件についてお答えします。先ほど次長が言いましたように、昨年から小規模と何回かお話をする中で、今年度も次年度入所に当たって小規模地域型保育事業所園長会の

方々とお話をやってみりました。そのときに、まず陳情書の中にある利用調整については、例えば卒園児が今100名余りいるのですけれども、その100名余りを希望に基づいて自由に市のほうで点数の高い順に利用調整を行ってくださいという内容なのですけれども、それをやるに当たって、まずはそれぞれの園長会に本当にその形でやっていいのかということを確認したほうがいいと思ひまして、アンケートを取りました。アンケートを取りましたところ、これまでの方法がいい、うまくやっているという園と、やはり変えてもらいたいというところと、あと一部変えてもらったほうがいいのではないかとこのところと、きれいに3つぐらいに分かれまして、またこの自由な意見の欄とかで意見としては、実際に枠がある程度あるのであれば、その利用調整を役所が行っても問題なく卒園児の受皿が決まってくるのであるけれども、枠自体は変わらずに利用調整を市がやることで課題の解決にはならないだろうというような御意見も聞かれまして、それで私たちとしましてはこれが出てきたように、まず既に連携先として協定がうまくいっている園がありますので、これまでうまくいっている枠を生かしつつ、今度は利用調整を、実際に入所のタイミングがなかなか一斉入所のタイミングよりも後に決まってしまうお子さんが少ないのですが、いましたので、その入所を決める期間を少し前倒しして早く決めることで、保護者も園のほうも安心してできるのではないかとこのふうにお話を聞いてまいりました。

結論としましては、陳情書にあるのは全員を一斉に利用調整を行うことなのですけれども、園長会の皆さんにアンケートの結果を基に、どういう方法でやっていこうかということで話をしたところ、やっぱり今までどおりの協定をまずやっていただいて、そこで例えば第1希望のほうに集中してしまっていて、そこからはみ出してしまった人はどうしても出てくる可能性はあるのです。そうすると、そこも希望に入れなかった方たちを、今度は協定している以外の3歳児の枠のほうから希望を募って行って、第1回目の審査で漏れた方たちを一斉入所の前までを目標に入所を決定していこうというような形で話を進めて、了承していただいたところです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 一生懸命説明されたと、そして協議もしてと、園長会に声をかけて協議している最中みたいだなと思ったのですけれども、ちょっと確認します。この宜野湾市地域型保育事業所園長会というのは、また別にもあるの。これ1つだけ。

(「1つだけです」という者あり)

○伊波一男 委員 だから、この方々は何園で園長会をやっているの。

(「16園です」という者あり)

○伊波一男 委員 この方々が持っていないということ。今のままでいいですよということ、やっぱり行政にお願いしたいという人と、何かまとまっているようでまとまっておらず、少しわかりにくい状況になっていると感じる。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 やっぱり連携の協定がかなり毎年問題なくできているところと、やっぱり苦労されているところとというのがあって、最初にどういった内容で大きい園と協定をしていったかというのは、やり方にもよると思うのですけれども、それで苦労されている園が何園かあるのと、あと比較的うまくいっている園も中にはありまして、必ずしも全員が全員利用調整を望むということではないということ

がアンケートの結果分かってきています。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 すみません。聞き方が下手くそなので、申し訳ないです。何か園がこういうふうな、6園と書いてあるけれども、真志喜保育園とか。この方々が大変御苦労されているということだと思のです。ということは、この方々の対応というのは今から協議というよりは、集中対応みたいのできるの。なぜかという、先ほど希望園に入れなかったということがあった。通常は希望園に入れない。でも今言うように25名ぐらいが入れても、残り14~15名が入れないかもしれないという不安があるということが書いてあるのですけれども、通常はやっぱりなかなか希望園に入れなくて第1希望、第2希望、第3希望みたいにやるではないですか。それをどうにか第1希望も入れない、第2希望も入れない、どこでもいいよと最後なって、ちょっと離れているけれども、いいですかでやるから、そういうことをやらないで、地域に入れるようにしてもらいたいという趣旨の意味なの。どういうこと、これ。どこかには入れるわけでしょう。

○山城康弘 委員長 今伊波委員に、地域型保育事業所の当初の条件がありますね。要は、3歳児以降の受入先を決めないとできないというような条件で皆さん進められたではないですか。この説明をして、園については最初でもこの園と、大きい4、5、6の園とはもう連携できているから、これはもうこっちの人たちはスライド式で行っていますよという、こういう説明をしたらまだ分かりやすいと思う。当初これ縛りがあったでしょう。要するに3歳以降の受入先を決めないと、これ受け入れられないというのがあったではないですか、当初開園するとき。この説明を少ししてもらったほうが分かりやすいかもしれない。伊波委員。

○伊波一男 委員 今の意味は分かります。当初つくったときには、自分たちで連携して、そしてつくりなさいと、小規模地域連携をやりなさいと言っていたのが、やらなくてもいいようになってつくらせたの。それをちょっと確認していいですか。それを覚悟でこの園をつくったのか。やるから、1歳、2歳を急いで待機児童の解消をするために、当初は一生懸命みんな不安だった。地域のこっちに造ったのに、連携しようとしたら、依頼先の園が断ってきたとか、また遠くの園では連携できたとかあるから、そういう流れをもう一回。なぜ地域連携の保育園の園長同士、確定してから園をスタートさせてくださいみたいな雰囲気だったと思う。その辺の状況の説明をお願いします。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 ありがとうございます。先ほど委員長、伊波委員の話で、当初小規模地域型保育所がスタートする際には、おのおので連携をして、大規模の保育所とその確約は取ってくださいよというのが本来開所する際の条件という形だったのですけれども、令和2年の9月議会に条例改正の提案をしてございます。その確保の義務の緩和という形で、今までどおりそういった連携は必要なのですけれども、市町村が利用調整を実施するのであれば、3歳児以降の行き先について適切にするのであれば、保育所等との連携協定は不要とするというような流れにはなっておりますけれども、ただし真志喜中学校区での受皿というのですか、保育士不足による受入れ態勢というところが今確保できない状況があるので、そこをどうにか利用調整してほしいというような要望として、今回の陳情となっていると思います。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今のこれは、この条例が出たときに、ああ、これは行政が介入するのだということで、これはスムーズにいくのだというふうに、こちらのほうはここを見直したのだねということで理解したわけです。でも、今こういうふうに陳情が上がってくるということは、うまくいっていないのだなということでしょう。逆に言えば、地域の園の園長さんの要望になかなか応えられていないというのがあるのだろうなど。

この条例ができたときに、ああ、よかったと本当に思ったのです。皆さんが介入するから。園任せにしないで。園任せにすると、本当に園長先生とか保育士さんは、皆さんは自分たちの教え子がどこに行くの、保育士たちがどこに行くの、毎日探しまくっているから、そういうような体制にはなるので、皆さんに相談して、皆さんが介入して、皆さんがしっかりやっていくというふうに理解していたものだから。だから、うまくいっていないのだねと思って。私だけしゃべったら大変なことになるので。一応そういうことで思いましたけれども、その点どうですか。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 実際の昨年度の入所の結果なのですけれども、昨年が小規模のほうでは109名の卒園児がいたのです。そのうち第1希望、第2希望、もしくは幼稚園、あと連携先以外の市外の園を希望する方とかいらっしまったのですけれども、その中で希望のところに入れなかったという方の人数が3人いらっしまったのです。この3名について、できれば地域の子供は地域で見たいからどうにかしてほしいというような要望があって、先ほどおっしゃったみたいに、どうしても第1希望に入れるお子さんばかりではなくて、少し離れたところに、保育の優先度から第1希望にはめていきますので、もうちょっと優先度の低い方についてはどうしても少し希望していないところに行かないといけない子もやっぱり中にはいて、だから今回の件に関しては地域型の皆さんとお話する中で、今すぐ3歳児の枠を増やせることでも、次年度に向けてすぐ増やすことはなかなか難しいので、一旦連携協定した後に、あと通常の保育園で連携協定していないところも3歳児の空きを公表して、そこに私たちのほうから利用調整をかけて、一般の入所の前までには受皿が決まっていけるようにしていければいいなということでお話はしているところです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 陳情の趣旨3があります。3もちょっと聞きましょう。公立幼稚園3歳児の利用、3歳児保育ということ、今4歳、5歳児保育、これを3歳児から利用ができないかと書いてあるから、それについて教育委員会のほうになると思うので、学校、幼稚園のことだと思うので、こういうふうに3年保育というのでしょうか、幼稚園の。3年保育という計画はありますか。

○山城康弘 委員長 指導部次長。

○指導部次長 伊波委員の3年保育という形、3歳児の受入れというところについては現時点では特に考えておりません。今年度、4歳児についての例えば長期保育とか、そういう形の、またいろいろ時間をちょっと拡大したというところの中で、4歳と5歳のちょっと充実を図るというところのものをやっているというところでございます。

特に3歳児について、例えば実際にやるとなるといろいろと調整も必要かなと思うのですが、実際に

まず今ちょっと浮かんだのが、実際に先生たちのその辺の確保とか、そういうのも若干ちょっと課題があるのかなというところの中で、その辺のところもいろいろ懸念されるところがあるのかなというところではありますが、現時点ではそういう形で考えております。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 この後ろのほうに出てくる、もしくは認定こども園への移行と書いてある。陳情の趣旨で。これについて、どういったことを言っているのかなと。説明できたらお聞きしていいですか。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 公立保育所と公立幼稚園の在り方の検討委員会という部会が今行革の主導で進められておまして、この中で今後公立保育所、公立幼稚園をどのようにしていくかというところで議論は進めているところで検討されているところです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今公立幼稚園は逆に認定こども園にしていくという、してくれたら入れますよみたいなことで言っているの。もう一度説明もらえます。そういう意味なのかなと。公立幼稚園を、今通常2年保育ですから。2年保育で4歳児、5歳児を預かっていただいて、また今4歳児の午後の預かり保育のちょっと時間をしっかり延ばしていつているというお話だったと思いますけれども、それを逆に同じように3歳児保育を、3歳を入れて3年保育にして、認定こども園にこの保育園を変えることが、幼稚園を変えて移行したほうがいいのではないかと、移行を求めるみたいな陳情なのかと読んだものだから、そういうふうに捉えられる、この陳情は。この点、僕が今言っていることは違うのか分からないものだから。結局今の公立幼稚園の3歳児の利用、もしくは認定こども園への移行とあるから、これどういう意味。この陳情の意味を。こういう意味ではないかということの説明してもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 陳情書は、先ほど伊波委員がおっしゃった内容のことについてを陳情されていると思います。私たちは行革と教育委員会と福祉推進部のほうで、またどのように今後在り方を持っているかということを検討しているところです。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 それでは、福祉の概要をちょっと見ていて、そもそも小規模の事業所、先ほどから言っている小規模事業所は16か所、これは西海岸だけ見て。さっきの真志喜とかで西海岸だけ見ると、事業所団体が16か所あって、そのうち西海岸、伊佐から宇地泊までが10か所なのです。これが62.5%、西海岸に集まっているのです、小規模が。それに対して認可保育園の法人だとか、あと認定こども園を足すと32か所、西海岸、伊佐から宇地泊までが11か所しかなくて、率でいうと34.3%しかない。だから、小規模事業所に対して、その受入先の認可保育園が半分しかない。であれば、物理的に入れなくなるのです。だから、それをちゃんと説明を最初にしないと、やっぱりそういったそごが出てくるし、期待もするというのがまず1点ある。

やっぱりそれだと希望園に入所できない園児は、中学校区を離れてというところが、ある程度物理的に数が合わず、小規模が多過ぎて、保育園が少ないから、これはもう入れないというのはある程度、もう中学校区内の話は。そういうことでこの数字だけ見たら理解しているのですけれども、物理的に厳し

いということで単純に、中学校区内に限定してしまうと。この表から見たら、小規模の半分しかないから。そういう理解でもいいですか。そうすると、事前にちゃんと話をしておくべきではないかなと思うけれども、どうなのでしょう。それとも、そういう話になっているのでしょうか。

○山城康弘 委員長 福祉推進部次長。

○福祉推進部次長 今呉屋委員がおっしゃった件についても、小規模の地域型の保育所の園長会議の御理解はいただいていると思います。その上での、その立場に立っての陳情趣旨の3番になってくるのかなというふうに考えています。公立幼稚園は、今現在3歳児の受入れをしていないので、そこを解消することによって受皿、例えば公立幼稚園の西地区にある公立幼稚園で3歳児受入れをすることで、その受皿が広がるのではないかと御提案だと。同じように認定こども園というゼロ歳から5歳までの、そういった認定こども園化することで、受皿がもっと広がるのではないかとというのが趣旨だというふうに考えます。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 そもそもその現状を分かった上での話ですね。

(「だというふうに理解しています」という者あり)

○呉屋等 委員 これ見たら、ちょっと厳しいだろうというのは分かる話なのと、それともう一つ、福祉の概要5-3に入所率というのが載っています。それを見ると、公立保育所の入所率が令和3年度で73.5%、法人の保育所、認可園が100%というか、定員に達しているわけです。だから、認定こども園においては93.1%、そして小規模事業所は85.6%ということで、小規模のマックスまではいっていないから、単純にこの数字だけ見たら、小規模も8割5分しか定員がない。確かに公立はまだ空きがありますよということと、認定こども園の数字を見たら、物理的には学校区を選ばなければ入れるのかなというのがあるのですが、この資料からだと何歳、ゼロから2歳までは達していると思うのですが、どの辺のところか空いているとか、いっぱいしているというのは、この資料ではちょっと見えないので、すみませんが、これ個人、園ごとの入所率を出したらまずいですか。資料として園ごとの例えば入所率でいうと、公立の保育所の入所率は2つしかないからいいのですが、これも出してもらって、法人のほうは101あるので、これ以上は無理ということで。認定こども園が93.1なので、その辺の認定こども園の園ごとの入所率とか出してもらうと、また少し分かりやすくなるかなと思うのです。

要するに数字だけ見たら、選ばなければ入れると思うのです。でも、それは保護者からすれば中学校区を超えてしまうから、それはできない、嫌なので、その代わり幼稚園のほうに3歳児からできないかというところになってくるのですけれども、そういった場合、ちょっと分析してみて、それからできることを決めていってもいいのかなと。現状をもう少し知りたいわけ。ですから、園ごとの入所率ということが出せるのかどうかということをお聞かせください。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 先ほどの御指摘なのですが、協定を結ぶときに子育て支援課の担当のほうに仲介に入っていて、どここの園に空きがあるということが分かれば、そこを随時案内しているのです。空きがある情報を、まだ連携協定が結べていない園のほうに提供して行って、どんどん確保ができるような形で今やっていて、今回もちょうど昨日付けで全部の協定の地域型保育からの連携のほうは一旦終

わりました。終了できました。全ての卒園児について、ある程度枠を確保することが今時点でできています。先ほどおっしゃった認定こども園の一部枠を利用したりして、そのおかげで進んだところもあります。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 調整は全部終わったのですか。

(「終わりました」という者あり)

○呉屋等 委員 よかった。認定こども園の枠を広げた形でできたということですか。

(「そうですね。どうもすみません。先にこれを言うべき
でした。申し訳ございません」という者あり)

○呉屋等 委員 ただ、今年度がたまたまだったのか、また次年度以降もそれはできるのか。次年度以降もそういう仕組みでできるのですか。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今行っているようなやり方を次年度に踏襲すれば、ある程度保護者の方の希望を満たしていくことはできるのかなと思うのですが、ただ各年度の、令和3年度の入所で3名の方が希望に入れなかったような形で、やはりどうしても希望園を、ここしか行きたくないような、第1希望のみで来られるお子さんの方とかについては、必ずしも希望どおりにはいかない点もあるかと思いますが、おおむねこのような形で理解いただくことがある程度、次年度以降も決定していくことができるのかなと思っています。

○山城康弘 委員長 呉屋委員。

○呉屋等 委員 ちなみに、認可園のほうに最小限ゼロ歳児から入る子どもたち、保護者も希望どおりいかない場合が多いと思うのです。どれぐらい希望どおりいかないという人がいますか。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 第1希望に入れなかったということですね。ざっくりでもちょっと。小規模に限ってですか。全体に。申し訳ないですが、ちょっとその資料を。第1希望に入れた方は何名いるかですね、すみません、ちょっとその資料は今持ち合わせておりません。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 では、よろしくお願ひします。今説明を受けてちょっと安心したところもあったのですが、僕も何点か、陳情書に他市町村では利用調整を行政が行っているところがあるのですが、その辺もし分かる範囲でいいのですが、こういうことをやっているよとか、そういうのがもし分かるのであれば、説明お願ひします。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 現在那覇市と浦添市で行っているというのを聞いています。浦添市のほうは、一旦小規模からの卒園児の方に利用希望を取っていただいて、その希望に基づいて振り分け作業をしますので、協定という作業はちょっとやっていないということを聞いています。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 ありがとうございます。宜野湾市と違って、本市と違って協定という形を取って

ないやり方でやっていると。それでも、実際今説明を受けていると、結構調整みたいな感じで本市はやられていると思うのです。いろいろ努力して入れるように。ということは、この陳情書にある、特に大謝名、真志喜、宇地泊地区と限定されているのですけれども、6園。この6園の代表の方が厳しいから、こういう陳情書が上がってきていると思うのですけれども、実際今3歳児が利用できているというのは担当課の御尽力があると思うのですけれども、多分これ次年度も毎年出てくるのかなと思うのですけれども、やはり根本的な解決は、先ほど呉屋委員からもありましたように、この辺の受入先の認可園などがもっと必要なのかなと一瞬思ったのですけれども、その辺の見解みたいのはありますか。今必要ではないよというのであれば、それでいいです。必要なかどうなのかをちょっと。市の担当課としての考え方を聞かせてもらえますか。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 認可園を増やすかどうかという計画の中では、施設整備については一旦停止というか、整備のほうは今計画の中でもない状態にあります。というのは、施設の整備についてはある程度受け入れられる枠は確保できたということから、そうなっているのですけれども、今定員はあるのですけれども、保育士不足というところがあって、定員を受け入れられない。呉屋委員からもありましたけれども、入所率、それが100%っていないというのは、そこの部分も関係しているところがありますので、一旦保育士確保のほうにシフトして、取り組んでいかないといけないという状況になってございます。

○山城康弘 委員長 伊佐委員。

○伊佐文貴 委員 分かりました。保育士不足の要因が大きいということで。大謝名辺りで新しく計画しているところがなかったですか。大謝名団地の。

○山城康弘 委員長 こども企画課長。

○こども企画課長 こちらのほうも県と協議してきたのですけれども、年数たって、今は当初の状況と変わってきているところがございます。子供もちょっと減ってきていることと、先ほど言いましたように、西海岸は小規模が多い。あと、待機児童も年々低くなってきて、少なくなっている状況がございますので、その状況を今後踏まえながら、今後ちょっと検討していきたいという状況でございます。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今伊佐委員から、他市町村では利用調整は行政が行っているため、ぜひ検討をお願いしますと。先ほど次長のほうから、昨年度の条例改正があって、宜野湾市も積極的に声をかけてもらえば取り組みますよとありました。これが理解されていないということなの。それとも、それとこれは違うの。向こうは100%行政がやっているということで理解していいですか。それとも、今言うように必要に応じて行政が関わっているということで理解したほうがいいですか。

宜野湾市は、必要に応じて行政も一緒にお手伝いしますよという意味だと思う。我々は小規模対認可園を調整してちょうだいというものがあつたと思うのだけれども、今回この条例によって、僕は前向きでもこういう大きな負担が前に進んだな、解決に進んだなと思っていたのだけれども、こういうふうには先ほどあつたように、他市町村のと言っていたので、ここは100%、那覇市は那覇市が全部やっている

いうことで理解していい。それとも、相談を受けたら市が介入しているという形でいい。宜野湾市と似ているのですよ。これを見ると、行政が行っていると、利用調整は。ぜひ検討をお願いしますと言っているから、では前の条例は何だったの。あれも一緒にできるから、相談を受けたら探しましょう、一緒に。調整しますよ。これがうまくいっていないということを訴えているから、その点も少し説明をもらっていいですか。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 今回の御質問なのですけれども、ここで陳情書の中で書いている他市町村というのは浦添市のことを指していて、具体的にお話を伺ったときに、浦添市の例をということで資料もつけて御説明いただいたのですけれども、浦添市のほうでは行政がやっていて、私たちみたいに協定をした上で、協定に支援するような形でやっているということではなくて、一律利用調整を市が行うということにはなっています。ただ、それをやることでのデメリットというのも私たち課内でちょっと検討して、そのためにアンケートを実施させていただいたのです。結局今まで協定に問題なくできていた園からすれば、そこが逆に利用調整になることで、今まで協定していた園に子供さんを送れないというようなことも出てくる可能性がありますので、それでアンケートを取ったところ、やはりやっていただきたいというところの意見もあったのですけれども、最終的には園長会の三役の方とお話の中で、やはりこれまでの協定のほうで進めつつ、最終的に決定のタイミングを早めることでまずやっていきたいと思いますということで、方向性を確認したところになります。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 今うまくいっているところはいいということ。そこから別に行政が介入しないでいいのだよ、しっかり10園近くはできているわけだから。多分できているわけでしょう。今言う国道58号沿いのほうがちょっと厳しいのかなど。数字的なことをまた呉屋委員が確認されていましたがけれども、これなかなかうまくいかないね。こっちはそのままいいと言っているし、こっちは行政がやれと言っているし。どういふうに議会は動いていいかわからない。10事業所近くは今のままでいいと言っているわけですか。

○山城康弘 委員長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 ただ、この園長会の方たちとかの話合いをするときに、アンケートの結果も御報告させていただいたときに、結局利用調整をしても何人か、どうしても希望どおりに行けない子供たちが出てくるという結論は変わらないだろうということで、現実路線でいくと、やはり今までどおり協定を結んで、空いている認可園の3歳の枠を増やして、さらに希望を募って、そこに入所していただくということになればいいのではないかとこのところで話をしているところです。

○山城康弘 委員長 伊波委員。

○伊波一男 委員 最後に、自分は最後なのですけれども、同じこの陳情は市長宛に届いていますか。この陳情、宜野湾市議会議長宛に来ています。陳情第48号、これは市長宛てに来ていますか。担当部局宛てには来ていませんか。

(「市長宛てには来ていない」という者あり)

○伊波一男 委員 ただ議会だけに対してのことで理解していいですか。これは、基本的には皆さんの

ところに直接出して、皆さんがまた悩んで、どうやったらいい方向にできるかという考えて、これはまたもったいないなという思いが皆さんにもあって、こちらにもあって、いい方向でこの取扱いを決めていかないといけないので、今ちょっと分かりにくくなってきたなというのがあるので。以上です。

○山城康弘 委員長 進めてよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○山城康弘 委員長 審査中の陳情第48号については、質疑の段階で継続審査としておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午後3時50分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午後3時57分)

○山城康弘 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、明日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(散会時刻 午後3時57分)

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年9月15日（水）3日目

午前10時00分 開議

午前10時16分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（6名）

委員長	山城 康弘
委員	伊佐 文貴
委員	呉屋 等

副委員長	屋良 千枝美
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

○欠席委員（1名）

委員	宮城 力
----	------

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

認定第 2号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第57号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第68号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事（建築第2工区）請負契約について

認定第 8号 廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第3項に基づく精算事務の認定について

陳情第57号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請

陳情第50号 国立病院の機能強化を求める陳情

陳情第 1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情

陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情

陳情第11号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
陳情第12号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
陳情第14号	沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
陳情第16号	沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
陳情第21号	貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
陳情第27号	若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
陳情第41号	令和3年度福祉施策及び予算の充実について
陳情第46号	国民健康保険税(料)の特例減免等の継続を求める陳情
陳情第48号	地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情
陳情第49号	国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情
陳情第51号	コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情

令和3年9月15日（水）第3日目

○山城康弘 委員長 おはようございます。ただいまから福祉教育常任委員会の3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時00分）

【議題】

認定第2号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○山城康弘 委員長 認定第2号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、
認定第5号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和2年度
宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上3件を一括して議題といたします。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時01分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時03分）

○山城康弘 委員長 審査中の認定第2号、認定第5号、認定第6号については、質疑の段階で継続審査に
しておきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。（午前10時03分）

○山城康弘 委員長 再開いたします。（午前10時06分）

【議題】

議案第57号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第60号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第57号 令和3年度宜野湾市国民健康保険特別
会計補正予算（第2号）、議案第60号 令和3年度宜野湾市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第61号
令和3年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括して議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第57号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第60号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号を採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時08分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時08分)

【議題】

議案第68号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事(建築第2工区)請負契約について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております議案第68号 普天間小学校校舎・水泳プール増改築工事(建築第2工区)請負契約についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第68号を採決いたします。本件は同意することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

【議題】

認定第8号 廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第3項に基づく精算事務の認定について

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております認定第8号 廃止前の中頭地方視聴覚協議会規約第28条第3項に基づく精算事務の認定についてを議題といたします。

本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより認定第8号を採決いたします。本件は認定すべきものと決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定されました。

【議題】

陳情第57号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請

○山城康弘 委員長 継続審査となっております陳情第57号 コロナ禍のもとで子どもたちおよび女性の健康と学習権を守るため、学校等公的施設のトイレに生理用品を配備し、その予算化を求める要請を議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時11分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時11分)

○山城康弘 委員長 これより陳情第57号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

【議題】

陳情第50号 国立病院の機能強化を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、継続審査となっております陳情第50号 国立病院の機能強化を求める陳情を議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時12分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時12分)

○山城康弘 委員長 これより陳情第50号を採決いたします。本件は採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○山城康弘 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は採択されました。

○山城康弘 委員長 休憩いたします。(午前10時12分)

○山城康弘 委員長 再開いたします。(午前10時13分)

【議題】

- 認定第 2号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 陳情第 1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情
- 陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情
- 陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
- 陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情
- 陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情
- 陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情
- 陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請
- 陳情第41号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について
- 陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情
- 陳情第43号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情
- 陳情第45号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情
- 陳情第46号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情
- 陳情第48号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情
- 陳情第49号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情
- 陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情

○山城康弘 委員長 次に、認定第2号 令和2年度宜野湾市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和2年度宜野湾市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和2年度宜野湾市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、陳情第1号 臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第10号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第11号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情、陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情、陳情第14号 沖縄県民の生活を守るためにも国保制度改善を求める陳情、陳情第16号 沖縄県民の生活と国民皆保険制度を守るために国保制度改善を求める陳情、陳情第21号 貧困と格差をなくし、憲法25条が規定した健康で文化的な最低限度の生活をすべての住民に保障するための生活保護行政、就学援助制度の拡充に関する陳情、陳情第27号 若年がん患者の在宅療養支援を求める要請、陳情第41号 令和3年度福祉施策及び予算の充実について、陳情第42号 日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具の給付対象者を拡充するよう求める陳情、陳情第43号 国の責

任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情、陳情第45号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情、陳情第46号 国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める陳情、陳情第48号 地域型保育事業所の三歳児以降受け入れについての陳情、陳情第49号 国保運営にあたって、コロナ禍などの困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情、陳情第51号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度を実現し、こども医療費無料制度の改善を求める陳情、以上19件を一括して議題といたします。

本19件については、本定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉会時刻 午前10時16分）

福祉教育常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和3年9月27日（月）

午後1時01分 開会

午後1時04分 閉会

○場 所 第1常任委員会室

○出席委員（5名）

委員長	山城 康弘
委員	栄田 直樹
委員	伊波 一男

副委員長	屋良 千枝美
委員	呉屋 等

○欠席委員（2名）

委員	伊佐 文貴
----	-------

委員	宮城 力
----	------

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

主任主事	棚原 裕貴
------	-------

○審査順序

意見書第32号 国立病院の機能強化を求める意見書

第439回宜野湾市議会定例会（福祉教育常任委員会）

令和3年9月27日（月）第4日目

○山城康弘 委員長 ただいまから福祉教育常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午後1時01分）

【議題】

国立病院の機能強化を求める意見書

○山城康弘 委員長 国立病院の機能強化を求める意見書を議題といたします。

本件につきましては、先日の委員会で採択した陳情第50号に係る意見書となっており、委員長及び事務局で文案を作成いたしましたので、各委員から御意見を伺いたしたいと思います。

まず、件名について御意見のある委員はございますか。よろしいですか。

（「なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 件名については、国立病院の機能強化を求める意見書といたしたいと思います。

次に、文案について御意見のある委員はございますか。

（「なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 文案については、原案のとおりといたしたいと思います。

次に、要請方法について御意見のある委員はございますか。

（「なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 要請方法については、関係機関へ郵送することといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

本件については、先ほど決定した件名、文案のとおり、本委員会として議長へ提出したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○山城康弘 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

これにて本委員会閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後1時04分）